

# 「国持」の認識

## ―両領国体制（徳川領国・国持外様領国）の存在と構造に係りして―

山田 洋一

### 目次

はじめに

一、史料における「国持」の確認

(一) 徳川領国関係史料における「国持」の確認

(二) 国持外様領国関係史料における「国持」の確認

(三) その他史料における「国持」の確認

(四) 小括

二、「国持」の認識

(一) 徳川領国関係史料における「国持」の認識

①「実紀」における「国持」の初出／②「実紀」における家光政権期の「国持」の多さ／③老中の主要職務は「国持」対応／④旗本の「国持」対応／⑤公方の諫め／⑥「国持」と外様は別グループ／⑦「国持」たりといえども／⑧「国持」は公方の家来ではない／⑨老中の「国持」対応は「強事者不被成」

(二) 国持外様領国関係史料における「国持」の認識

①「国持」は「下臣とも客人ともつかぬ」存在／②毛利家家中の「国持」の認識／補足①徳川家康の足利家格式調査／補足②「松平」

名字と「国主」

(三) 小括

おわりに 今後の課題

「付記」

註

表1 徳川政権期国持大名一覧

表2 徳川実紀における「国持」確認一覧

表3 『綿考輯録』における「国持」確認と補足一覧

表4 鳥取藩政資料家老日記テキストデータベース（明暦元年〈1655〉

～慶応4年〈1868〉）における「国持」確認一覧

表5 東京大学史料編纂所古文書フルテキストデータベースにおける

「国持」確認一覧

表6 論文で使用された史料における「国持」確認一覧

表7 『日本国語大辞典』(JapanKnowledge) 典拠資料における「国持」

確認一覧

表8 「駿府記」慶長18年(1613) 正月3日条の「国持」一覧

表9 公家成大名一覧

## はじめに

本稿は、筆者が継続して研究を行っている徳川領国と国持外様領国から構成される両領国体制に関係して、当時の関係者が有する国持(用語、制度としての意味で以下に「」を付して使用)についての認識を検討するものである。

それは、これまでの研究で使用した史料が蓄積し、「国持」の記載が、徳川領国関係の史料に多く、「国持」自身の領国関係の史料に少ないという傾向が見えてきたことによるものである。後者に少ないということは、「国持」外様大名に認識、また自意識が少ないという現れで、「国持外様領国」そのものが成り立たないという指摘が出てくると思われる。もともとと思われるが各領国からなる両領国体制の存在と構造をさらに明らかにするよい検討素材となるものと考え今回検討するものである。

各領国と両領国体制については後で述べるが、かつて徳川領国については藤野保氏等の研究<sup>1)</sup>、国持外様大名については後述の笠谷和比古氏の研究が行われていたにも拘わらず今は等閑視されている。また各領国を対抗させながら一つの体制とする分析視角はなかった。その理由の一つにはいわゆる幕藩体制研究の行き詰りがあると思われる。今日の幕藩体制は、単に、幕府と藩からなる体制、と理解されている感がある。間違いではないが、筆者がかかわっていたアーカイブズ(文書、文書館)の仕事ではこの理解はあまり有効ではなかった。例えば、山城国淀に拠点がある大名稲葉家の領地(約一〇万二千万石)

は山城国(同家領二万石)、畿内近国、関東に散在していた。同家を山城国(国石高約二二万石)の領主とすることは間違いではないが、なぜ、同国ばかりでなく、他国へ領地を散在するのか、できるのか、また同家の関係文書に遠隔地に係る文書が含まれているのかと問われたとき、どのように回答したらよいか悩んだものである<sup>3)</sup>。さらに同国に関係して述べれば、同国内に領地を有する領主は、大名(七人)<sup>4)</sup>、旗本、公家、寺社など約六〇〇(人)(『旧高旧領取調帳』)がいて、同国拠点の大名は先の稲葉家だけであった。一方、一国以上を一円的に領有する鳥取池田家(因幡・伯耆国(大山寺領除く)、三三万石)、毛利家(周防・長門国、実高約一〇〇万石)等の「国持」の大大名がいて、そこでは形態は異なっても家臣(給人)の地方知行が実施されていた。今日の幕藩体制の理解ではこれらを整合的に説明するのは困難である。幕藩体制の内部構造の研究が希望されるところである。

後になったが、これまで検討してきた各領国と両領国体制の概要を述べておきたい。

徳川領国は、親藩、譜代藩、旗本の領地、幕府の直轄領に加えて、家臣化した譜代並等の中小外様藩領、その他朝廷・寺社関係の領地を含む、徳川家を主とする約二、一〇〇万石<sup>5)</sup>の領国である。国持外様領国はこの徳川領国に対置するもので、笠谷和比古氏の論考「国持大名」論考<sup>6)</sup>に基づいている。国、郡を一円規模に領する国持大名の鳥取池田家、金沢前田家など表一の一家(藤堂家、宗家は徳川家に臣従しているとして除く)とその分家の各家領国からなる合計約一、〇〇〇万石<sup>7)</sup>の領国地帯というべきものである。各国持外様大名家領

国は独立し、その内部構造は、地方知行を行う家臣（給人）を領主として位置付けている。

この両領国の関係は、朝尾直弘氏の見解（後述）により徳川公儀が担う大公儀が国持外様領国を編成しているというものである。

近年は、公儀触（いわゆる幕府からの触）の両領国への伝達の分析を継続して行い、存在、構造の実態を更に確認するよう努めている。<sup>8)</sup>

なお、今回は「国持」の検討が中心となるので、笠谷氏の論考よりその特性を確認しておきたい。

①徳川幕府が「国持」を公式の大名制度における重要な一範疇であることは承認していたが、どの大名がそれであるかの特定を行うことは最後までなかった。②一国一円の領有の事実も、必ずしも「国持」大名の識別の基準となっていない。③石高の多寡も「国持」大名を規定する要素には違いないが、なお不十分。④朝廷官位上の要件としては「従四位下侍従」以上、これを付与することによって「国持」大名としていた。⑤儀礼において一般諸大名とは異なる高い礼遇があった。⑥政治特権として、領内政治に対する幕府の不介入の原則、鉾山、領知定着、分知大名改易時の本家還付など領知領有権、独自性の強い藩法があった。⑦鎌倉幕府の守護、室町幕府の国持衆、織豊政権下の大名、関ヶ原合戦後の領地分与政策の結果などの歴史的系譜があった。

長くなったが、「国持」の認識の検討は、次のように行いたい。

まず「国持」の記載を、徳川領国関係と国持外様領国関係、その他に分けて、関係史料から確認し、次にその結果を各領国別に考察して、各関係者の認識とし、その認識により、両領国体制の存在と構造を考

察したい。

今回も、「藩」の用語の使用を控えていることをお断りしておきたい。

「藩」の当時の用法についてはすでに山口啓二氏の指摘<sup>9)</sup>がある。「藩」は、藩屏すなわち主家（徳川）の守りの意味で、当初は「親藩・譜代藩」が、幕末になると意味は異なるが外様大名までもが私的に使用したものである。以下、検討する「国持」にまで使用すると混乱が生じる恐れがあるので用いないことにした。

なお、「藩」に関して、今日的な分類である三分法（親藩・譜代・外様）については松尾美恵子氏の、歴史教育の中で培われた従来の三分法で史料に接すれば「幕藩権力のあり方を、誤って理解する」という指摘がある。このことも「藩」を使用しない理由の一つである。また、「幕府」、「將軍」も本稿では使用を控えている。

### 一、史料における「国持」の確認

徳川政権期の史料が中心となるが、「国持」の記載を確認していきたい。但し、史料は膨大で個人作業として全てに目をおすことは困難である。そのため管見となるが、各領国に関係する史料、データベース化されている史料、論考に使用されている史料（これまで紹介したものも含む）、その他に分けて確認したい。

### （二）徳川領国関係史料における「国持」の確認

徳川領国関係では、①徳川家康（元和二年（一六一六）没）の発給文書集である『新訂徳川家康文書の研究』（上中下）・『新集徳川家康

文書の研究」、②家康から徳川慶喜までの徳川家当主の事蹟集『徳川実紀（正統）』（以下、「実紀」）、の確認を行った。

結果、①では「国持」は確認できなかった。②では、索引（事項…「国持」、「国持の邸」、「国持外様」、「国持外様大名」、「国持四品以上」、「国持衆」、「国持大名」、「国持嫡子」、「国持万石以上」、「国主」）によって慶長一三年（一六〇八）から嘉永六年（一八五三）の間に三四五の関係記事の確認ができた。表2に収録した。

## （二）国持外様領国関係史料における「国持」の確認

国持外様領国関係では、③熊本細川家当主の事蹟集『綿考輯録』<sup>(11)</sup>、④岡山池田家初代当主光政（天和二年（一六八二）没）の日記「池田光政日記」、⑤鳥取池田家家老の日記「鳥取藩政治家老日記テキストデータベース」（キーワード「国持」で検索）、⑥毛利家文庫中の「公儀江出ル御書付控」天明三年（一七八三）分<sup>(12)</sup>（この年は笠谷氏が同文庫内で同年の、「国持」の記載がある家臣書状を確認<sup>(13)</sup>されており「国持」記載の可能性が高い）、年は異なるが同文庫内「公儀ヨリ被仰出御書付控」（弘化三年（一八四六）〜嘉永五年（一八五二））<sup>(14)</sup>において確認を行った。

結果、③では、二代当主忠興の出自の家格「大外様」に関して編者が補足説明で引用する室町期の「慈照院義政公殿中年中行事」の記事中に「国持衆」を一ヶ所確認するのみであった。なお、「国持」ではないが、本稿に関係する記事があったので、併せて表3に収録した。④では「国持」は確認できなかった。⑤では、検索が可能となってい

る明暦元年（一六五五）〜慶応四年（一八六八）の間で、二三件確認した、いずれも（大）公儀からの触中に記されている「国持」であった。全て表4に収録した。⑥では「国持」は確認できなかった。なお、「公儀江出ル御書付控」に収録されている書付の差出人のほとんどは「御名」であるが、宗門改めの結果報告（九月）には「松平大膳大夫」となっており、通常はこれと判断される。「公儀ヨリ被仰出御書付控」でも書付そのものの送り先はほぼ「松平大膳大夫」である。ただし、嘉永三年（一八五〇）九月条に記される（大公儀）小普請方から出された文恭院（徳川家斉）霊前燈籠（毛利家より献備）修理代の書付本文最初の行は「周防長門両国主大膳大夫從四位下兼行侍從大江朝臣慶親」となっている。しかし、付札は「松平大膳大夫」となっている。「松平」名字、「国主」については補足として後で述べたい。

## （三）その他史料における「国持」の確認

⑦東京大学史料編纂所古文書フルテキストデータベース（キーワード「国持」で検索）<sup>(15)</sup>、⑧研究論文で使用されている史料（すでに筆者が学んだ論考と学術文献のデータベースのC i N i i iにおいてキーワード「国持」で検索した結果の論考に使用されている史料）、⑨日本最大の国語辞典である『日本国語大辞典』（Japan Knowledge）の典拠資料、⑩大名等の名鑑である武鑑、これらにおいて確認を行った。結果、⑦では一八件確認し、表5に収録した。⑧ではすでに学んだ笠谷和比古氏、今野真氏、高野真治氏とC i N i i iで確認<sup>(16)</sup>した山本英貴氏の論考から、「国持」（国家）に関する記事を表6に収録した。

⑨では、一五件確認でき、年代は〔長祿二年以来申次記〕の成立年（永正六年（一五〇九）～明治一四年（一八八一））にわたっていた。表7に収録した。⑩では、国文学研究資料館の新旧日本古籍総合データベースより画像がある武鑑を検索し、「国持」の記載を確認したところ「国持」と同義の「国主」<sup>(17)</sup>が、略武鑑である「袖珍武鑑」（書肆須原屋茂兵衛）の慶応三年（一八六七）、安永七（一七七八）版など<sup>(18)</sup>に確認できた。表1に文久三年（一八六三）版「袖珍武鑑」<sup>(19)</sup>の「国主」、官位などの情報を収録した。「国持」外様大名一九家のうち、国持格の三家以外に「国主」の記号（横長の枳形）が確認でき、一家とも官位が従四位以上であった。

#### （四）小括

以上、史料における「国持」の確認を行った。結果（表2～7）は徳川領国側、特に「実紀」に多く、「国持」側の関係史料には少なかった、といえる。記事数は四一〇（補足を含み、武鑑分は除く）で、年代は、表5 No.1の足利義政在任年（宝徳元年（一四四九）～文明五年（一四七三））から、表7 No.15の明治期の雑記『近世紀聞』（明治二〇年（一八八七）～同二六（一八九三））にわたっている。次章で各表にもとづき、全ての記事に言及できないが、認識の検討を行っていきたい。

#### 二、「国持」の認識

##### （一）徳川領国関係史料における「国持」の認識

##### ①「実紀」における「国持」の初出

「実紀」は、天保一四年（一八四三）に正編が完成し、続編の編輯が明治三年（一八七〇）まで続いた<sup>(20)</sup>が、続編の後三代は編輯途中で終わっている。

表2の最初には「国持」と同義の「国の主」（No.1）、「国主」（No.2）があるが、「国持」そのものの初出<sup>(21)</sup>は慶長一八年（一六一三）正月三日条（No.3）の記事である。

それは駿府城において「国持」が名代にて太刀と馬を徳川家康に献じたという記事である。「実紀」には太刀等を献じた「国持」の名前は記されていないが、この記事の出典である「駿府記」には「国持衆」<sup>(22)</sup>二六名（表8）が記されている。父子共に記載されている場合もあり家で数えると二四家であった。「駿府記」の「筆者は家康の側近に仕えたもの」<sup>(23)</sup>であったので、この時点で徳川政権には少なくとも二四家が「国持」と認識されていたと理解できる。なお家康はこれより二年前の慶長一六年とその一年後に、諸大名三三人（「北国・西国の国持クラスの大名」二二人、東国大大名一人）<sup>(24)</sup>に三ヶ条の条書を示し誓紙を提出させた。柴裕之氏はこれら大名を「国持」とされている。<sup>(25)</sup>とすれば表8の「国持」以外にも当時には「国持」はいたはずであるが確認できなかった。この確認は今後の課題<sup>(26)</sup>としたい。

表8によれば羽柴名字（No.1・13・19）と松平名字（同4・6・8・14・16・22）が確認できる。黒田基樹氏の研究によれば、羽柴名字（後述）は「羽柴氏御一家」一門化<sup>(27)</sup>、「豊臣政権の一門」化を示すものとされる。同表No.1の記事に記載されている前田利家（前田家

初代当主)は慶長四年(一五九九)に死去しており、その長男の利長(同家二代当主、羽柴名字を使用、慶長一九年五月二〇日没)の間違いと判断される。この時点での同家当主は利常(利光、同家三代当主)であり、利常は「駿府記」同一〇年四月一三日条には「加賀国主松平筑前守利光幕下為御婿」と記載されている。それにもかかわらず亡者であるはずの初代名が記されている。前田家といえは「利家」と「羽柴」という認識が「実紀」の編者にはあったのであろうか。表8の「国持」は、羽柴(豊臣)大名、松平(徳川)大名、関ヶ原の戦いで西軍に属した島津、毛利などもいて、この時点での「国持」は徳川政権にとって複雑な存在として認識されていたと思われる。

表1の「国持」(家)に繋がらない表8の一〇家がそうだった理由は城の無断修築、無嗣、内紛等と判断される。では、表8になく表1にあらたに出ている「国持」の家はいつの時点から「国持」となった(従四位侍従となった背景等)かなどの検証が必要であるが、大名の系図集である「寛政重修諸家譜」にはそのことは記されていない。今後の課題としておきたい。

## ②「実紀」における家光政権期の「国持」の多さ

表2を見ると、徳川家光政権期(在任二九年)に「国持」の記事が七四(年平均二・五)確認できる。後継政権の家綱(在任三〇年)で六五、在任が最も長い政権の家斉(在任五一年)で二四であることから多いといえる。

家光といえは、「生まれながらの將軍」の逸話<sup>28)</sup>があるが、本稿の両領国体制に係る話でもある。徳川政権中期の法制実務資料であ

る「官中秘策」<sup>29)</sup>に關係の記事がある。

卷之六に「○大日本七十七ヶ国諸大名悉く御家来と成る事 一：東照宮天下御創草之時、各々助力を以平均に及、昔ハ各同僚たり、依之、是迄ハ客人分の様に、参勤之節も、上使等も差出せり、然るに某代に及てハ、生れま、の將軍にて、是迄二代の格式とハ替るへし、向後各も譜代大名と同じく、某か家来なり、とある。このような記事により、今日では、「国持」大名と判断される「各々」は、客人分であったのが、譜代大名と同じく家光の家来となった、と理解されているように思われる。

しかし、「国持」の家臣下を宣言したはずの家光の政権期における表2の「国持」の多さは、なにを意味するのであろうか。記事の内容は、三縁山(増上寺、徳川家の菩提寺)への参詣などの儀礼<sup>30)</sup>で「国持」が他の大名とともに供奉するものが多い。参詣等の儀礼の詳細はわからないが、儀礼への参加を通して、政権が「国持」の政治的位置を認めているという表意の場合、か、「国持」大名が政権に対する自身の位置、存在を確認するための場なのか、または供奉を要請して、家臣化を促進している場なのか、などの供奉の目的が推測されるが、家臣化ではなく、政権なりの何らかの配慮の結果ではなからうかとしておきたい。

## ③老中の主要職務は「国持」対応

家光政権期であるが、表2 No.25によると、寛永一一年(一六三四)三月三日に政務が滞るといふ理由で公方(家光)より法令が出された。禁中等の次に「国持」は万石以上の大名とともに酒井忠世等が担当す

る、とある。それに該当する法令は『御触書集成』では確認できなかったが、藤井讓治氏が諸史料から集約され、分析されている同年月日の「老中職務定則」<sup>(31)</sup>では、禁中方等の第一条につづいて第二条「国持衆惣大名壹万石以上御用并訴訟之事」とある。同表No.31によると、翌年の寛永一二年一月一〇日にも法令が出て、「国持」担当は土井大炊頭利勝等五人の年寄（のちに老中）となることがわかる。この記事は、同日付けの法令（藤井氏が分析されている「老中并諸役人月番ノ始及分職庶務取扱日定則」〔寛永十二年条々〕<sup>(32)</sup>）に対応する記事である。その第一条は「国持大名御用并訴訟之事、土井大炊、…」とあり、この頃の老中の主要職務は「国持」対応と判断される。<sup>(33)</sup>

#### ④ 旗本の「国持」対応

同じく家光政権期であるが、表2 No.32によると、旗下（旗本）に対して寛永一二年（一六三五）一月十二日に「国大名と礼義にて出合の時も。此上の美麗いたすべからず」等の法令（いわゆる「旗本法度之事」第七条）<sup>(34)</sup>が出された。具体的な事例は確認できていないが、「交際上の贈り物等を『美麗』（豪華）にしてはいけない、ということであろう。同様の法令（同表No.123、同「旗本法度之事」第七条）<sup>(35)</sup>が寛文三年（一六六三）八月五日にも出されている。これによっても「国持」の存在を徳川政権は認識していたことがわかる。

#### ⑤ 公方の諫め

表2 No.170によると、宝永六年（一七〇九）五月九日、「諸老臣」に「国持」に対して「ほこり（誇）かなる」（得意なさま）様があり、公方（徳川家宣）が諫めた、とある。出典の、「將軍側近の者であろうと考

えられる」<sup>(36)</sup>ものが筆者である「文露叢」<sup>(37)</sup>の同日条をみると「一老中之面々国大名へ対 只今迄大へひ二相聞候、向後会釈可為懇懃候」とあり、老中に、「国持」に対する「大へひ（大柄〱横柄）」な態度があり、それを公方が諫めたことがわかる。これは、政権中枢では「国持」を軽視していたが、公方自身は特別な存在と認識<sup>(38)</sup>していたということを示している。公方の「国持」についての認識を確認できる。

#### ⑥ 「国持」と外様は別グループ

今日、大名の分類は、先に紹介したように徳川家との親疎によって、「親藩、譜代、外様」の三分類が用いられることが多い。これは、明治期以降に使用されはじめたもので当時においては使用されていなかったとされる。<sup>(39)</sup>「実紀」では、表2 No.199のように、儀礼の場で、三家（一門）、「国持」、譜第（譜代）、外様等にグループ化されて記載されることが多い。「国持」の記載位置は、三家の次が多く、外様とは別であったことは確認しておきたい。<sup>(40)</sup>

#### ⑦ 「国持」たりといえども

表2には、No.136の「たとひ国持たりとも」、同75の「国大名たりといふとも」というような記載のある記事がある。「実紀」正編のみの記載であるが、江戸城等に召連れる従者等の人数などの規制にかかわるものである。本稿では共通して「国持たりといえども」とするが、その意味するところは、特別待遇の「国持」であっても規制に従わなければならない、と判断される。政権には「国持」は特別待遇扱いという認識があったといえるのではないか。また、「国持」を規制することができるともあつたということである。

なお、この「国持たりといえども」の記載は鳥取池田家に伝達された公儀からの触（表4 No.2・8の）でも確認ができる。

⑧「国持」は公方の家来ではない

表6 No.1の「国大名といふは、公方の家来あいらひにてなし、また御譜代大名と云は、全く御家来也」は、高野信治氏が紹介された御三家の一つ尾張徳川家の吉通（在任…元禄一二（一六九九））正徳三年（一七一三）の国大名（「国持」）についての認識である。「国持」と三家は公方の家来ではなく、譜代は全くの家来という認識である。この記事は、吉通の奥小姓を勤めていた近松茂矩が吉通からの直伝を、吉通死後の五二年後に、私意を加えず集録した「円覚院様御伝十五箇条」中の一箇条「御家訓」に記載されるものである。「御家訓」にはその他に「当時天下之武士は、みな公方家を主君之如くにあがめかしづけ」、「従三位中納言源朝臣（吉通\*本稿註）と称するからは、これ全く朝廷の臣なり」とあり、これらの見解も考慮しなければならぬが、御三家の一つ尾張徳川家当主に、「国持は公方の家来ではない」という認識があったことが確認できる。

⑨老中の「国持」対応は「強事者不被成」

表6 No.4の「国家（「国持」\*本稿註）之留守居江者強事者不被成」（「国持」の留守居には強く出られない）は山本英貴氏が論考で使用されている史料「井上日記」に見える記事である。井上（美濃守利恭）は当時大目付であった。

同氏は同論考で「幕府と藩の関係について考察」され、一例として「国持」が絡む事件を取り上げられている。具体的には「享和二年

九月に幕府関係の大きな法事があつた際、参加していた諸藩の留守居六〇名が吉原において惣揚げの狂態を演じ、大目付より急度叱りを申し渡された」<sup>(46)</sup>が、「国持」の留守居に関しては、処分はなかつたという事件である。

氏の考察については論考を参照したいが、本稿では「国持大名の留守居には強く出られない」主体に注目したい。山本氏の文脈では「幕府」と理解できるが、No.4は井上平等が協議した内容で老中へ上申するためのものであることから、主体は「老中」と判断した<sup>(48)</sup>。享和二年（一八〇二）頃の政権内には、老中は「国持」に対して「強く出られない」という認識があったことがわかる。

（二）国持外様領国関係史料における「国持」の認識

①「国持」は「下臣とも客人ともつかぬ」存在

表6 No.2は、今野真氏が紹介されたもので仙台伊達家五代目当主吉村（在任…元禄一六（一七〇三））寛保三（一七四三）の「国持」の認識である。これによれば、「国持大名は公方の下臣とも客人ともつかぬ」存在である。これは伊達の宗家と同家一門との関係の説明に用いられたもので、「国持」家中の構造を知る上でも貴重な見解である。「国持」大名自身の「国持」の認識としてはまだこれしか知りえていないが、徳川政権中期に「国持」は下臣とも客人でもない存在という認識が「国持」大名自身にあったことを確認しておきたい。

なお、笠谷氏もこの史料の吉村の見解から、「国持」を「徳川將軍に臣礼はとるが、なお客分的性格をもつた大名」、「たんなる大名一般



のなかに埋没させてはならない<sup>(49)</sup>と述べられている。併せて報告しておきたい。

## ②毛利家家中の「国持」の認識

笠谷和比古氏は、日本史研究会一九七七年度大会<sup>(50)</sup>において、研究報告を行った<sup>(51)</sup>。氏は、報告の事例として大坂町奉行所による米切手統制の問題（天明三年一七八三）一〇月から同四年一月にわたる米切手への後藤改印をめぐる大名の反対運動）を取り上げ、その検討において、表6 No.3の天明三年二月二十七日付け（萩）毛利家大坂留守居の書状中に「御国持方御領分御自由ニ相成候道理」の文言を発見され、報告の主要な根拠とされた。この発見が歴史研究における「国持」の本格的な研究の始まりである。同報告によれば、文言の意味は、「国持」の領分内は「国持」の自由、これは同家が属する大坂の留守居組合（島津、細川、鳥取池田、有馬）の共通認識、これを主要な論理として後藤改印は撤回された、ことがわかる。

氏の発見により「国持」の認識が天明三年には毛利家家中に存在していたことがわかる。但し、「御自由ニ相成候道理」部分にはある意味合いがあるように思われるので後述したい。

### 補足①徳川家康の足利家格式調査

表3 No.2によると、慶長一一年（一六〇六）に徳川家康は、家臣永井直勝をとおして、細川幽齋に、来る「天下の御格法」にするため室町（足利）家の旧例を調べて報告するよう命じ、翌年、幽齋はこれに応じて所蔵の諸記録を書記した「室町家格式三卷」を献上したことがわかる。このことは小宮木代良氏がすでに述べられているところ<sup>(53)</sup>

である。

「御格法」とは、「格法」に律令の補助法令の意味もあるが、家康のものとめに「室町家の旧例」とあるので「身分や家柄によって公に決められていた儀式やきまり」のことと判断される<sup>(54)</sup>。これによれば家康は足利政権の格式を調査していたことになる。「室町家格式三卷」の实物を確認できていないが、表3 No.1の「慈照院義政公殿中行事」や今回は検討ができなかった表5 No.1、表7 No.1〜6等からの情報が含まれ、その中には「三職・御相伴衆・国持衆・準国持衆…」などの記事があったと推測される。これにより家康は「国持」を調査し、制度化したといえるのではなからうか。

笠谷氏によれば、家康は天正一六年（一五八八）足利義昭の征夷大將軍職の辞職とともに藤原から源氏に改姓を行っており、それは征夷大將軍を志向したものとされている<sup>(55)</sup>。改姓、慶長八年の征夷大將軍任官、この同一一年の幽齋への格式調査命令、この一連の動きは、家康が足利政権の継承を志向し、継承の一つに「国持」もあったと判断できるのではなからうか。

### 補足②「松平」名字と「国主」

一（二）で、萩毛利家から大公儀への公用状の差出人は、「松平大膳大夫」であったことを確認した。徳川家の旧名字の「松平」を「国持」の毛利家当主が使用する意味はなんであろうか。

表8で駿府の家康へ馬を献上した大名のなかに羽柴名字のものがいることを確認した。先述の黒田氏の研究<sup>(57)</sup>によれば羽柴名字の使用は「公家成」の一標識とされる。公家成とは官途である侍従以上に任命

され、羽柴名字をもつ大名である。同氏は、天正一五年（一五八七）（慶長四年（一五九九）間の五史料<sup>(58)</sup>）に記載される大名（表9、家康もいる）にもとづき公家成を分析され、結論として公家成は「豊臣政権の一門にしてかつ『公儀』の構成者であり、同時に、豊臣政権という中央『公儀』を分有する、いわば地域的『公儀』の主体である」と位置付けられる。その政治的地位を明示する身分的標識としての機能を担ったのが、『羽柴侍従』という称号であった<sup>(59)</sup>とされた。また、同氏は、徳川政権に消極的ながら豊臣政権のこの公家成が継承されていることを官位、「羽柴」名字、「松平」名字などによる身分的秩序の分析から明らかにされている。そして身分的秩序を踏まえての、政権構造の解明の必要性も述べられている。<sup>(60)</sup>「豊臣政権という中央『公儀』と公家成大名の「地域的『公儀』」からなる体制<sup>(61)</sup>は、徳川領国と国持外様領国からなる両領国体制の前身と判断している。「公家成」と「国持」と呼称は異なり、また消極的な継承とされているが、「松平」名字の使用は「国持」の「身分的標識」としての意味があるのではなからうか。但し、表1で国持外様領国の「国持」で「松平」名字を使用しているのは一九名中一〇名であるので同氏の「消極的な継承」の意味とあわせて今後の課題としたい。

毛利家文庫内の「公儀ヨリ被仰出御書付控」<sup>(62)</sup>（嘉永三年（一八五〇）九月条に記される（公儀）小普請方から出された文恭院（徳川家斉）靈前燈籠修理代の書付には、最初に「周防長門両国主大膳大夫從四位下兼行侍従大江朝臣慶親」とあり、続いて修理の仕様等が記されている。ただしこの書付の付札には「松平大膳大夫」とある。この書付に

ある「国主」の意味はなんだろうか。宛先ではなく燈籠が同家より献備されたものであることから献備した者を意味するかもしれない。先の「松平」名字は徳川一門としての私的な意味合いを、燈籠の書付の「国主」は公的な意味合いを表示するのではと考えてみたい。

公としての「国主」を考えると、法令での「国主」の使用が参考になると思われる。慶長二〇年武家諸法度の最後の条項は「国主可撰政務器用事」<sup>(63)</sup>である。また、表1「家格」欄の「国主」の出典は民間書肆が版行した武鑑であるが、それは社会一般に「国主」が通用していたことを示すものではなからうか。「国主」の使用が公的、一般的であるため「国持」の使用は限られていたのではないかと思われる。なお、この慶長二〇年法度の最後の条における「国主」は今日では「大名」<sup>(64)</sup>と理解されているようであるが、「国持」とも関係があるので、塚本学氏の見解<sup>(65)</sup>を紹介しておきたい。

同氏によれば、この条項の下敷きには足利尊氏の諮問に答えて上申されたという建武式目の①「諸国守護人殊可被撰政務器用事」と戦国大名朝倉家の朝倉敏景十七箇条の②「朝倉の家において宿老を不可定、其身之器用可從忠節事」<sup>(66)</sup>が考えられ、解釈も①、②にもとづき二つあったとのことである。

①による解釈はA「国主資格条項」、②による解釈はB「国主が、政務に器用なるものを（重臣に）任用すべきこと」である。

本稿では、解釈はAで、「国主」の部分は今日の理解の諸大名一般ではなく「国持」と判断したい。「実紀」ではこの武家諸法度を「天下後世の龜鑑」<sup>(67)</sup>と表現している。表8のような慶長一八年段階でも

羽柴名字を名乗る「国持」大名の存在から、また関ヶ原の戦いから一五年しか経ていないことから、「国持」大名のあるべき姿を示さざるをえなかったのではなからうか。

また、塚本氏は同法度を「室町幕府の継承者としての江戸幕府の、すぐれて中央政府的立場での法」<sup>(68)</sup>と結論づけ、「元和法度（慶長二〇年武家諸法度\*本稿注）が主たる対象としたのは、慶長十六年条々に誓約した有力諸大名であつたらう」と述べられている<sup>(69)</sup>。

### (三) 小括

以上、「国持」の認識をみてきた。

「実紀」では慶長一八年（一六一三）を初出とし、後三代を除き「国持」が確認できた。政権末期では大老を勤める井伊家の史料（表5 No 9～17）で確認できる。徳川政権は全体として「国持」を認識していたといえる。公方、老中には、「国持」大名は特別な存在という認識（表2 No.170宝永六年（一七〇九）、表6 No.4享和二年（一八〇二））があることが確認できた。一方、「国持」大名等には、公方に対して家臣ではないという認識（表6 No.1正徳三年（一七一三）、同2寛保三年（一七四三）、「国持」大名家中には「国持」領分は自由（表6 No.3天明三年（一七八三））という認識があることが確認できた。

しかし、「国持」大名自身が発給した文書の呼称などから、出自、または自意識から、自分は「国持」であるとの認識は確認できなかった。表3 No.1によると徳川政権から「国持」と認識されている熊本細川家の二代目忠興は、出自を足利政権における大外様（強いて言えば

準「国持」としている。これらの認識の状況と後述するとした「御自由二相成候道理」（表6 No.3）から、「国持」大名側は「国持」を受身的に受容しているように思える。

よって、「国持」は徳川政権の「国持」大名に対しての一方的な認識であり、それに対して、「国持」大名側は受身的な認識といえるが、実質として「国持」のあり方（御国持方御領分御自由二相成候道理）は同大名側に理解されており、屈折した認識ともいえる。

それは家康が過去の足利政権の格式を学び、豊臣政権の公家成を消極的に継承し、「国持」大名側は過去の制度としての「国持」の呼称に馴染めず、経験済みであった公家成の要件である「従四位侍従」、「政権者の名字」、公的な「国主」の「身分的標識」をもって「国持」の代替としていたためではなからうか。

ところで、政権から「国持」と認識されている細川家の事蹟集『編輯録』にある忠興の逸話（表3 No.5）は注意しておきたい。

忠興（正保二年（一六四五）没）が参勤交代で江戸へ上る途中の箱根の関所で、召連れていた女中が改めにあった。怪しいものではないと忠興が説明しても公務とばかりに改めを實行した関所役人を、しかたがないと首を刎ねて、その旨を土井大炊頭（利勝、老中、在任…慶長一六年（一六一一）頃～寛永一五年（一六三八）<sup>(70)</sup>）へ申し出た。その旨とは、「天下を大切ニ奉存、此三斎か紛敷事可仕哉」（天下（公儀）を大切に思うこの忠興が不審なことをするか）を理解できない役人など必要ないと斬罪した、というものである。これに対して土井（老中）は返すことばもなかったようである。「天下」の意味が問われるが、

それは公方を代表とする徳川政権が担う大公儀と理解すれば、大公儀への協力と「国持」の自立した存在を感じさせる逸話で、家光政権期頃の自負をもった「国持」の存在を知ることができる。

このような忠興の行動を見ると、初期徳川政権と「国持」のあり方は、柴裕之氏の見解である、家康以後の「日本国」を「江戸幕府と国持大名らの地域『国家』」藩とによる『幕藩体制』のもとに構成された重層的複合国家<sup>(71)</sup>としてよい、と考える。本稿の両領国体制の参考になる見解である。

### おわりに 今後の課題

「国持」の記載が、徳川領国関係の史料に多く、「国持」自身の領国関係の史料に少ないという傾向を素材に、先行研究に学びながら、両領国体制の存在等を検討してきた。

それは家康が過去の足利政権の格式を学び、豊臣政権の公家成を消極的に継承し、「国持」大名側は過去の制度としての「国持」の呼称に馴染めず、経験済みであった公家成の要件である「従四位侍従」、「政権者の名字」、公的な「国主」の「身分的標識」をもって「国持」の代替としていたためではなからうか、とした。

検討のなかで新たに公方、老中の「国持」に対する認識を確認できた。総合すると、徳川政権は、強弱あるが、「国持」を公方の家臣ではなく、客人的な、特別な存在と認識し、「国持」自身は、屈折した意味合いがあるが、「国持」領分は自由、のように「国持」のあり方を認識していたといえる。「国持」は複雑で屈折したあり方のようである。

これにより、両領国体制の原理とする朝尾直弘氏の「徳川將軍家『大公儀』だけが全国の領主（大名）『国持』\*（本稿註）」を『徳川家中』に編成することなく、それとは異なった原理（幕府権力）によって『公儀』（＝「大公儀」）の権力機構を編成しなければならなかった（筆者要約）<sup>(73)</sup>という見解を再確認できたと考える。

また、政権が創出した「国持」は、「国持」大名に受身的であるがそのあり方は理解されていた、という両領国体制の下部の構造が確認できたと考えている。

今後の課題であるが、本文中で今後の課題とした事項を検討することともに、「国持」、両領国体制関係の情報が少ないことの意味を再度考えてみたい。少ないということは両領国体制が定着し、大きな問題が起こらず、体制について社会的関心が生じなかった結果ともいえるかもしれない。

定着したならばその要因があるはずでそれを考えてみたい。その検討には、当時の社会状況の分析、それと、家康は足利家の格式調査においてその要因を学んだのかもしれないので、笠谷氏もすでに指摘されている「国持」の歴史的系譜（鎌倉幕府の守護、室町幕府の国持衆、織豊政権下の大名、<sup>(74)</sup>関ヶ原合戦後の領地分与政策<sup>(75)</sup>）を、先行研究が主となるが学んでみたい。また、同じく各政権期の、本稿の両領国に該当する「領国」も検討して学びたい。結果、それは両領国体制の存在、確認、原点などの検討につながるものになると考える。

原点についていえば、徳川政権期は石高（米）制社会であることから水田稲作がもたらされた弥生時代にも注目したい。倭国大乱後の卑

弥呼が共立された体制<sup>(77)</sup>、卑弥呼共立に至る社会的心性（公儀へおおよけごと）<sup>(78)</sup>に通じるものかと思われる）などである。また石高制を廃止した明治維新<sup>(79)</sup>後の体制など徳川政権期以後の体制との比較検討によってもまた両領国体制の特質等が見えてくるかと思われる。

ご教示等いただければ幸いです。

### 〔付記〕

今回も本学での共同研究員の受け入れを担当していただいている東昇先生には拙稿を御一読いただき適切な御意見をいただいた。山口県文書館はじめ多くの関係機関には大変お世話になった。厚く御礼申し上げます。

本稿は二〇二〇年度、JSPS 科研費 JP20K01245（基盤研究（C））「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の両領国体制の存在と構造―幕藩体制構造研究」（研究代表山田洋一）の研究成果の一部である。

### 註

- (1) 藤野保「徳川幕藩領国体制の形成」『幕藩体制史の研究』吉川弘文館、一九六一年）、矢守一彦「幕藩社会の空間秩序について」『幕藩社会の地域構造』大明堂、一九七〇年）、今野真「土芥寇讎記」と大名論」(J・F・モリスほか編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年)、針谷武志「領知経営と幕府」(徳川幕府事典』東京堂出版、二〇〇三年)等。
- (2) 尾藤正英「幕藩体制」(『国史大辞典』)。

- (3) 諸外国からアーカイブズ学の導入に尽力された安藤正人氏の『記録史料学と現代―アーカイブズの科学をめざして』(吉川弘文館、一九九八年、二五六頁)等も社会構造研究の必要性を述べている。また経験(山田洋一「古久保家文書内『番日記』の書誌的検討―成立事情を中心に―」(京都府立総合資料館紀要25、一九九七年)からも必要と考えている。人、組織、機構、それらの背景となる論理等の同研究はアーカイブズの基礎研究と考えている。

- (4) 山田洋一「近世「徳川領国」における山城国の構造―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として(四)―」(京都府立総合資料館紀要)三六、二〇〇八年、四二頁)。

- (5) 旧高田領取調帳の集計による「表2全『徳川領国』領主内訳」(山田洋一「近世『徳川領国』の所領構成と譜代並・外様・国持―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として(三)―」(京都府立総合資料館紀要)三四、二〇〇六年)。なおこの数値には禁裏料などは含まれていない。

- (6) 笠谷和比古「『国持大名』論考」(井上満郎ほか編『古代・中世の政治と文化』(思文閣出版、一九九四年)。同「幕藩制下に於る大名領有権の不可侵性について」(『日本史研究』一八七、一九七八年)。

- (7) 旧高田領取調帳の集計による「表4国別国持藩一覧」(山田洋一「近世『徳川領国』の所領構成と譜代並・外様・国持―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として(三)―」(京都

府立総合資料館紀要」三四、二〇〇六年)。

- (8) 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(京都府立大学学術報告人文、二〇一九年)。公儀触である天保一三年(一八四二)一年分の四五三触(『幕末御触書集成』)を江戸から京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の末端の各村町までの伝達を追跡することによって比較検討をおこない、結果、公儀触には大公儀(大名公儀の上位の公儀)からの触と判断される全国触(大公儀触)と大公儀を担う徳川公儀が自領の徳川領国に出した触(徳川公儀触)が含まれているとした。そして国持外様領国の因幡・伯耆国の村には全国触の大公儀触三触しか伝達されていないことが確認できた。大公儀触しか伝達されていないことは徳川公儀触が伝達される徳川領国とは異なる地域であり、両領国は存在し、また触の伝達ルートから各領国は同じ構造(奉行↓村町(領民)、領主↓村町(領民)の二ルート)で、徳川公儀が担う大公儀が国持外様領国を編成しているとした。現在、検討対象地域に武蔵国と周防・長門国を加えて継続して検討を行っているところである。
- (9) 山口啓二「藩体制の成立」(『岩波講座日本歴史』一〇、一九六三年) \*本稿では『山口啓二著作集 二巻』(校倉書房、二〇〇八年)に拠った。
- (10) 松尾美恵子「近世大名の類別に関する一考察」(『徳川林政史研究』昭和五九年度「一九八五年」)。
- (11) 「細川家記」(『国史大辞典』)。
- (12) 山口県文書館寄託毛利家文庫41公儀事25(『山口県文書館史料目録 三』一頁)。
- (13) 筈谷和比古「幕藩制下に於る大名領有権の不可侵性について」(『日本史研究』一八七号、一九七八年、九三頁)。
- (14) 山口県文書館寄託毛利家文庫41公儀事40(同)。
- (15) 『大日本古文書 家わけ文書』、『増訂織田信長文書の研究』など中心となるのは中世文書であるが、古代・近世文書もいくつか含まれている(東京大学史料編纂所古文書フルテキストデータベースの解説)。なお、収録されている資料群の一覧は同データベースのヘルプで確認できる。
- (16) 一二件ヒットしたがそのうちで「国持」を含む史料を使用されていた論考に絞らせていただいた。
- (17) 小川恭一編『江戸幕藩大名家事典』では、「慶応4万世武鑑」を典拠として「国持大名」とされているが、管見では同武鑑を確認できなかった。
- (18) 弘化三年(一八四六)の万世武鑑(書肆出雲寺、国文学研究資料館蔵)等でも「国主」の記載を確認した。
- (19) 国文学研究資料館蔵(書誌ID: 200019509)。
- (20) 「徳川実紀」(『日本大百科全書』)。
- (21) なお、文禄四年(一五九五)豊臣秀吉朱印状(表7 No.7)に「国持」を確認しているが、これは天正一八年(一五九〇)同朱印状にある「十三か国持候毛利を」のように単に国を領有してい

る程度の意味での使用と考える。このような例での「国持」は当時一般的で、問題は制度としての「国持」の使用である。

(22) 「駿府記」(『史籍雜纂』統群書類従完成会、一九九五年、二三九頁)。

(23) 「駿府記」(『国史大辞典』)。

(24) 北国・西国の大名は細川忠興、松平忠直、池田輝政、福島正則、島津家久(出典の口絵6ページには署判がみえない)、森忠政、前田利常、毛利秀就、京極高知、京極忠高、池田利隆、加藤清正、浅野幸長、黒田長政、藤堂高虎、蜂須賀至鎮、松平(山内)忠義、田中忠政、生駒正俊、堀尾忠晴、鍋島勝茂、金森可重、東国の大名は上杉景勝、松平忠直、丹羽長重、伊達政宗、立花宗茂、佐竹義宣、蒲生秀行、最上義光、里見忠義、南部利直、津軽信枚(藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』(中央公論社、一九九一年、一八頁)。

(25) 柴裕之『徳川家康 境界の領主から天下人へ』(平凡社、二〇一七年、二五五頁)。

(26) 徳川政権は「国持」を公式に特定していなかったため、例えば「実紀」の儀礼などの記事とその出典となっている江戸幕府日記等を対照させて「国持」の大名の特定を行う必要があると考えている。例えば、「実紀」には徳川家の霊廟に三家等とともに「国持」が詣でる記事があるが、その名前までは記されていない。その記事に対応する江戸幕府日記をみると、名前が出ていないことがある。それ等によって確認していく必要があると考える。因みに寛永一三年一二月二四日の三縁山(増上寺)台徳院

殿霊廟等への御成には「実紀」には「国持の輩供奉す」とあり、江戸幕府日記には、「国持」の記載はないが「松平越後守、松平伊予守、松平越前守、上杉弾正少弼、佐竹修理大夫、松平薩摩守、丹羽五郎左衛門、毛利甲斐守(秀元カ)、立花飛騨守、藤堂大頭領、加藤式部少輔、松平安芸守、細川肥後守、松平大和守、松平土佐守、松平左近大夫、松平対馬守、京極山城守、森内記、堀丹後守、松平筑前守」(『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第五巻』ゆまに書房、二〇〇三年、五一九頁)の記載がある。このような「実紀」と江戸幕府日記との「国持」の関する表記の違いも検討する必要があると考えているがこれも今後の課題としたい。

(27) 黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』(戎光祥出版、二〇一七年、一七頁)。

(28) 逸話については、野村玄『徳川家光 我等は固よりの将軍に候』(ミネルヴァ書房、二〇一三年、一〇一頁)を参照願いたい。

(29) 伊能秀明編『官中秘策』(岩田書院、二〇一八年、八六頁)。

(30) 儀礼については二木謙一「江戸幕府正月参賀儀礼の成立」(林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』(雄山閣出版、一九八六年)、小宮木代良「近世武家政治社会形成期における儀礼について」(『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年)等参照願いたい。

(31) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房、一九九〇年、一七六頁)。

(32) (31) 一一二頁。本稿は(『御触書寛保集成』一一二)による。

- (33) 寛永一一年の定則から同一二年への変化の事情は藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(二二二頁)を参照。
- (34) 『御触書寛保集成』一〇。
- (35) 『御触書寛保集成』一一。
- (36) 「文露叢」解題(『内閣文庫所蔵史籍叢刊48』)及古書院、一九八五年)。
- (37) 「文露叢」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊48』)及古書院、一九八五年、二〇一頁)。
- (38) 家宣は、新井白石に「藩書翰」の編纂を元禄一三年(一七〇〇)に命じており、「国持」について何らか学んでいたのではないかと推測される。
- (39) 松尾美恵子「近世大名の類別に関する一考察」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五九年度)。
- (40) 本稿のタイトルの「国持」外様の「外様」は、「実紀」中の外様ではなく広い意味で使用している。
- (41) 高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年、四〇〇頁)。氏見解の政治構造(集権性と分権性)は参考となる。
- (42) 『名古屋叢書1文教編』(名古屋市政教、一九六〇年、三三頁)。
- (43) 「国家」(6)江戸時代、一国以上を領有する大名。「国持」(くにもち) (『日本国語大辞典』)。
- (44) 井上日記は、「本人の直筆ではなく、文化三年(一八〇六)\*本稿註)正月三〇日より文政五年(一八二二)六月一四日に至る期間、大目付を努めた中川飛騨守忠英が井上家より借用し、複数
- の家来に筆写させたものである(註9「国立公文書館架蔵『井上日記』」:寛政一二年正月より享和二年(一八〇二)一二月までを収録:伝存過程については、拙著(山本英貴氏\*本稿が挿入『江戸幕府大目付の研究』序章(吉川弘文館、二〇一一年)を参照されたい)。そのため誤写などで意味の判然としない箇所が多く存在し、引用史料にもその点が見られることを、あらかじめお断りしておきたい(山本英貴「研究ノート一九世紀初頭の幕藩関係 留守居一件を素材として」(三七頁)とされている。同日記は国立公文書館デジタルアーカイブで画像閲覧が可能である。
- (45) 山本英貴「研究ノート一九世紀初頭の幕藩関係 留守居一件を素材として」(三六頁)。
- (46) 山本英貴「研究ノート一九世紀初頭の幕藩関係 留守居一件を素材として」(三六頁)。先行研究に、服藤弘司『大名留守居の研究』(創文社、一九八四年)、笠谷和比古『江戸御留守居役』(吉川弘文館、二〇〇〇年)がある。
- (47) 「第一章第三節において検討したが、井上が留守居を処分するよ
- うに申し渡した諸藩の重役に、秋田藩はもろろん国持大名家に属する者は存在しなかった(山本英貴「研究ノート一九世紀初頭の幕藩関係 留守居一件を素材として」(五〇頁)。
- (48) 表6 No.4の記事は、文が込み入っていて難しいが、山本氏の整理によると、若年寄堀田が、老中松平信明・牧野忠精に、国持の留守居の処分について大目付井上等に意見を聞くように述べ



- た(自分・帯刀存寄も御尋被成候様、伊豆殿(老中・松平信明)・備前殿(老中・牧野忠精)ニも被仰候)、それに対して記事後半部分が、井上等が検討した上申(委調帯刀共評議仕可申上〔旨脱カ〕御答申上置(後略)、一御退出後帯刀江も及評議候)の内容である。その内容の一つが山本氏の整理によれば「②留守居一件の様子が除々に知れ渡り、おそれ入っている国持大名の留守居に沙汰した際、幕府が憐憫をもつて事前に沙汰してくれたと考えればよいが、留守居は『不人柄之者』であり、国持大名の留守居には強く出られないため前もって用心している、などと心得違いをされては心外である」(尤少々ツ、響きも有之…心外之義ニも御座候)とされている。注目したい「国持大名の留守居には強く出られない」の「強く出られない」者は、山本氏の整理の文脈では「幕府」と理解でき、それでよいと考えるが、この部分は井上等が協議した老中への上申の検討内容であることから、「老中」と判断した。
- (49) 笠谷和比古「武士の身分と格式」(朝尾直弘編『日本の近世7身分と格式』中央公論社、一九九二年、一九三頁)。
- (50) 統一テーマは「歴史における人民支配と社会構造―国家史研究の前進のために―」。
- (51) 笠谷和比古「幕藩制下に於る大名領有権の不可侵性について」(日本史研究一八七、一九七八年)。
- (52) 本多隆成氏によれば家康は慶長二〇年の武家諸法度、禁中並公家諸法度の制定にあたって早くから金地院崇伝や林羅山等

- に命じて和漢の書物を収集させ、諸家の古記録を書写させて準備していたとのことである(『定本徳川家康』(吉川弘文館、二〇一〇年、二八三頁)。
- (53) 小宮本代良『江戸幕府の日記と儀礼』(吉川弘文館、二〇〇六年、三四五頁)。
- (54) 「かくしき 格式」(日本国語大辞典)。
- (55) 笠谷和比古『徳川家康』(ミネルヴァ書房、二〇一六年、一一三頁)。定説では、家康は、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦いの勝利から同八年の征夷大將軍任官までに源氏に改姓し系譜を捏造したとされる。
- (56) 萩毛利家の呼称(「松平」称号、受領名・官途名〔名〕と称されてきた)、「長門守」・「大膳大夫」、「將軍の実名から一字を賜る」(実名)のあり方については吉田真夫氏が検討されている。結果、呼称は慣例と見なされていたが大名側の自己主張など積極的な面があったことを解明されている(吉田真夫「近世大名の呼称について―萩藩を事例として―」(山口県地方史研究)一〇三、二〇一〇年)。
- (57) 黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』(戎光祥出版、二〇一六年、一七頁)。
- (58) 史料A天正一五年正月朔日付羽柴秀吉九州動座次第写(旧記雜録後編)、同B天正一六年四月一五日付諸大名連署起請文(聚楽亭行幸記)、同C文禄二年五月二〇日付諸大名連署起請文(東京国立博物館所蔵文書)、同D文禄四年七月二〇日付・八月

二〇日付諸大名連署起請文（「毛利家文庫」「大阪城天守閣所蔵木下文書」）、同E慶長四年五月一日日付諸大名連署請文写（「島津文書」）（黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』（一〇）一―二頁）。

(59) 黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』（二七頁）。

(60) 黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』（三九頁）。氏は、註1（同書四〇頁）で、本稿が「国持」外様領国の根拠とした笠谷和比古氏の論考「『国持』大名」論考について全く同感としながら、「国持」大名の規定、領国支配の特権、歴史的系譜などについて不十分な面を指摘されている。両領国体制の検討においても注意していきたい。

(61) 参考として黒田氏見解の「豊臣政権という中央『公儀』と」地域的『公儀』の「公家成大名の各領地の石高の規模を確認しておきたい。

『慶長三年蔵納目録』（『大日本租税志 中篇』（思文閣、一九七一年、五八五頁\*本稿註）によれば、当時の全国検地高千八百五十万九千石余（『慶長三年検地目録』（『大日本租税志 中篇』思文閣、一九七一年、二七〇頁）\*本稿註）に対し、蔵入高は百九十七万六千五百九十二石（『慶長三年蔵納目録』（『大日本租税志 中篇』思文閣、一九七一年、五九七頁）\*本稿註）となっており、畿内近国と北九州に比較的集中していた（三鬼清一郎「蔵入地」（『国史大辞典』）。ことがわかる。文禄四年（一五九五）から関ヶ原の戦い（慶長五年（一六〇〇））前の全

大名（石高等）のリストである「豊臣大名一覽」（『岩波日本史辞典』一九九九年、一五五〇頁）に出ている全大名（移封で複数個所出ている大名は最後の移封時の石高）の石高を合計すると石高は①一、七〇二万石である。その内秀吉の一門、譜代を除くいわゆる外様（上杉景勝、伊達政宗、最上義光、佐竹義宣、里見義康、徳川家康、京極高知、森忠政、池田輝政、織田秀信、稲葉貞通、堀秀治、前田利政、前田利家、丹羽長重、織田秀雄、長谷川秀一、筒井定次、京極高次、細川忠興、宇喜田秀家、毛利輝元、長宗我部元親、小早川秀秋、立花宗茂、島津義弘、義久）の公家成大名の石高を合計すると②九七六万石である。①から②を差引いた残りに先に確認した蔵入高一九七万石余を加えると、徳川領国にあたる「豊臣領国」の合計石高となりそれは③九二三石となる。③と②の比率はほぼ一対一である。両領国体制の徳川領国と国持外様領国の二対一の比率と比較すると大きく異なっている。両領国体制の比率は徳川家光政権末期には成立していたとされる（初期三代の將軍の五〇年間に多数の大名改易と膨大な所領没収が行われたが、その無主空白地帯へはもっぱら徳川系の御三家・家門・譜代の諸大名が転封によって配置され、家光將軍の末期には四国、九州、東北の全国各地にまで、これらの勢力が浸透し、徳川幕府の安定した全国支配の体制が形成された）（笠谷和比古「転封の戦略的意義」（藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』（中央公論社、一九九一年、六九頁））。徳川政権の長期安定の要因の一つにこの比率があるのではなか

ろうかと考える。

(62) 毛利家文庫41公儀事40(5—5)。

(63) この条項は以後無くなり、また「国持」は「憲法類集続編」所収天保九年法度にのみあるが、今後の課題としたい。

(64) 「武家諸法度」(…国主(大名)は…、国史大辞典)。

(65) 塚本学「武家諸法度の性格について」(『日本歴史』二九〇、二六頁)。

(66) 『家訓集』(東洋文庫)によればこの条項は「一、於朝倉之家宿老を不可定。其身の器用忠節によりて可申付之事」である。説明は「『宿老』は家老のこと。『器用』は才能や能力の意。この条は、家老職は世襲とはせず個人の能力は実績によって登用することを規定している」である。

(67) 徳川実紀一篇、一三〇頁。

(68) 塚本学「武家諸法度の性格について」(二八頁)。

(69) 塚本学「武家諸法度の性格について」(三二頁)。

(70) 「江戸幕府諸職表老中・大老」(『岩波日本史辞典』)。

(71) 柴裕之(『徳川家康』平凡社、二〇一七年、二五六頁)。

(72) 朝尾氏は、大坂加番役の研究(『IV將軍政治の権力構造』(朝尾直弘著作集 三)注51)から中小の外様大名が動員され譜代並の主従関係が確定される研究(松尾美恵子「大坂加番制について」)を確認されているので大名は「国持」と判断している。

(73) 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造—京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(京都府立大学学術報告人文、二〇一九年、二四—頁)。朝尾直弘氏見解

は『IV將軍政治の権力構造』(朝尾直弘著作集 三)(岩波書店、二〇〇四年、二五〇頁、\*初出(『岩波講座日本歴史 一〇』岩波書店、一九七五年)。

(74) 山田康弘氏は、足利政権の体制のあり方を、「相互に補完しあう將軍と大名たちとの総体(幕府—守護体制)」と論じられている。また、両領国体制の「大公儀」と関連する概念を「徳川の平和」が維持されえたのは、…幅広い共通性—「まとめり」…があったからだと考えられる」とされている(山田康弘「戦国時代の足利將軍」(吉川弘文館、二〇一一年、二〇、一八五頁)。

(75) 公家成(黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』(戎光祥出版、二〇一六年)。

(76) 近年、松尾美恵子氏は、慶長期の「『国家』の基本的枠組」を考察され、「関ヶ原戦後の『国分』により、国主の領する国と、それ以外の国とが大枠として存在し」ていたと結論付けている(松尾美恵子「徳川政権の『国分』と国主・城主・領主」(『論集近世国家と幕府・藩』岩田書院、二〇一九年、四五頁)。

(77) 吉田晶氏は、「卑弥呼の倭王としての倭国支配が、倭国内の『国』の存在を前提としながら、倭国内で最大の勢力をもつ邪馬台国を基礎として、外交権の独占と鉄や威信財の物流のネットワークの統制を行い、「見えない神聖王」としての宗教的権威をもって諸『国』間の諸対立を調整し裁定するという内容をもって…その限りでは、諸『国』の内部に対しては『国邑の市』の監督を行うにとどまっています、それぞれの『国』内に自らの勢

力を扶植し拡大するという内容を持つてはいない。その意味では、倭人社会のなかに生まれた新しい政治権力ではあるが、倭国の全体を卑弥呼の支配領域として直接に支配するものではなかったのである。…諸『国』は、それぞれの大人による支配体制を強化することや、独自の文化をそれなりに展開させることも可能であった」と倭国の社会状況を述べられている（『卑弥呼の時代』〈吉川弘文館、二〇二〇年、一九五頁 \* 原本は一九九五年に新日本出版社より刊行〉。両領国体制の原点と思われるのである。

(78) 「公儀」は両領国体制の原理中の原理であるが、この原理は朝尾直弘氏の見解（『IV 將軍政治の権力構造』〈『同著作集 三』〈岩波書店、二〇〇四年、二五〇頁 \* 初出（『岩波講座日本歴史 一〇』岩波書店、一九七五年）〉によるものである。氏はのちに出版された著作集の自序において再び公儀について述べられている（『同著作集 第4巻』〈岩波書店、二〇〇四年、vi頁〉。公儀のもとの意味「おおよげごと」とその今日的な意味「公共」に注意されているように思われる。「おおよげごと」は和語で縄文時代に使用されていた可能性がある。日本海側の方言や小泉保『縄文語の発見 新装版』（青土社、二〇一三年）などから考えてみたい。

争い（戦争）がなかったといわれる縄文時代（松木武彦『人はなぜ戦うのか』〈講談社、二〇〇一年、一八頁〉）の次の弥生時代から戦争が繰り返されるが、その理由は、森先一貴・近江俊

秀氏の見解によれば次のとおりである。「渡来してきた人びとを受け入れた西日本の縄文人の中には、協調性が認められるのに対し、戦争を繰り返した弥生時代の集団は、排他性が認められる。この排他性と協調性という一見すると正反対の性質が、のちの時代の人びとの中にもしばしばみられる。…排他性は政治的な境界を鮮明にし、協調性は逆に広域の政治連合を作り上げ、境界を曖昧にする。この二つの要素がのちに、日本という国家とその下に国―郡―郷といった重層的な境界を作り上げていくのである」（森先一貴・近江俊秀『境界の日本史 地域性の違いはどう生まれたか』〈朝日新聞出版、二〇一九年、一七八頁〉）。徳川政権期の両領国体制は排他性（戦国時代）の後の協調性の時期といえるではなからうか。

(79) 明治維新史の研究者三谷博氏は近著で「徳川期の日本は連邦国家であり、しかも君主が二人いる双頭の国家であった。当時の世界には、アメリカ合衆国やドイツ連邦のような連邦国家があったが、二六〇を超える国家の連合体にはなかった。経済的・軍事的に独立して行動可能だったのは約三〇家の大名だけだったと思われるが、それでも日本の地理的多元性は当時の世界で際立つものがあった。この連邦国家は、公儀と大名の主従関係を軸とし、参勤交代を始めとする種々の儀礼によって統合されていたが、各大名が將軍家の意向を無視して自発的に行動する余地は多分に残されていた」（三谷博『日本史のなかの「普遍」―比較から考える「明治維新」』〈東京大学出版会、二〇二〇年、

一三頁）とされる。同氏の「君主が二人いる双頭の国家」の視  
点は本稿では及ばなかった分析視角である。今後の課題とした  
い。

表1 徳川政権期国持大名一覧

領国	国持分類	家名	初代等	藩名	領知年月日	西暦	領知石高	明治元年国名	地方知行	文久3(1863)袖珍武鑑 (国文学研究資料館 三井文庫旧蔵資料)					
										屋形号	名	官位	家格	殿席	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	国持18家	伊達	政宗	岩出山	天正19・2・9	1591	58万	陸奥	○	○	松平陸奥守	正四位下中將	国主	大広間	
				仙台	慶長8	1603	60万5000								
		佐竹	義宣	秋田(久保田)	慶長7.5.8	1602	20万5810	出羽	○	○	佐竹右京大夫	従四位侍従	国主	大広間	
		上杉	景勝	米沢	慶長6.8.16	1601	30万	出羽	○	○	上杉弾正大弼	従四位少将	国主	大広間	
		前田	利家	金沢	天正11・5・4	1583	102万5000	加賀	○		加賀中納言	従三位	国主	大廊下	
		池田	忠継	岡山2	慶長8.2.6	1603	28万	備前							
				光仲	鳥取3	寛永9.6.18	1632	32万	因幡	○		松平相模守	従四位上中將	国主	大廊下
		池田	輝政	姫路1	慶長5.10	1600	52万	播磨							
				光政	鳥取2	元和3.6	1617	32万	因幡						
		浅野	幸長	和歌山1	慶長5.10	1600	37万6560	紀伊							
				長晟	広島2	元和5.7.19	1619	42万6500	安芸	○		松平安芸守	従四位少将	国主	大広間
		毛利	秀就	山口1	慶長5.10.10	1600	29万8480	周防							
				秀就	萩	慶長9.11.11	1604	26万2280	長門		○	松平大膳大夫	従四位上中將	国主	大広間
		敬親	山口2	慶長4・5.10	1868	36万9000	周防	○							
		蜂須賀	家政	徳島	天正13.6	1585	17万5700	阿波	○		松平阿波守	正四位上中將	国主	大廊下	
		山内	一豊	高知	慶長5.11	1600	20万2600	土佐	○		松平土佐守	従四位侍従	国主	大広間	
		黒田	長政	福岡	慶長5	1600	52万3100	筑前	○		松平美濃守	従四位中將	国主	大廊下	
		有馬	豊氏	福知山1	慶長5.12.13	1600	6万1000	丹波							
久留米	元和6.11			1620	21万	筑後			有馬中務大輔	従四位少将	国主	大広間			
鍋島	直茂	佐賀	天正18.1.8	1590	35万7000	肥前	○		松平肥前守	従四位侍従	国主	大広間			
細川	忠興	中津1	慶長5.11.2	1600	39万9000	豊前									
		忠興	小倉1	慶長7.11	1602		30万								
忠利	熊本2	寛永9.10.4	1632	54万	肥後	○	○	細川越中守	従四位少将	国主	大広間				
島津	義弘	鹿児島	天正15.5.8	1587	72万8700	薩摩	○	○	松平修理太夫	従四位下少将	国主	大広間			
16	国持18家含む	南部	信直	盛岡	天正19.9	1591	10万	陸奥	○						
			利恭	白石	明治1.12.24	1868	13万				南部美濃守	従四位少将	国主	大広間	
17	国持格	丹羽	長重	古渡	慶長8.11	1603	1万	常陸							
				江戸崎	元和5	1619	2万								
				棚倉2	元和8.1.11	1622	5万		陸奥						
				白河1	寛永4.2.10	1627	10万700								
光重	二本松3	寛永20.7.4	1643	10万700	岩代			丹羽左京大夫	従四位侍従		大広間				
伊達	秀宗	宇和島2	慶長19.12.28	1614	10万2154	伊予			伊達遠江守	従四位侍従		大広間			
19	立花	宗茂	棚倉1	慶長8.10.25	1603	1万	陸奥								
			柳川2	元和6・11・27	1620	10万9600	筑後			立花飛騨守	従四位少将		大広間		
20	国持18家	藤堂	高虎	府中	慶長5.10.18	1600	20万	伊予							
				今治1	慶長11	1606	22万								
				津2	慶長13.11.15	1608	22万950		伊勢	○		藤堂泉守	従四位中將	国主	大広間
21	国持18家含む	宗	義調	対馬	天正15.6.7	1587	3万3300	対馬		○	宗善之允		国主	大広間	
22	国持18家	松平	忠昌	姉崎1	慶長12.11	1607	1万	上総							
				下妻2	元和1.11	1615	3万	常陸							
				松代3	元和2.7	1616	12万	信濃							
				高田3	元和4.3	1618	25万	越後							
				福井2	寛永1.4.15	1624	50万5280	越前	○	○	松平越前守	従四位上少将	国主	大廊下	
23	松平	直政	姉崎2	元和6.12	1620	1万	上総								
			大野1	寛永1.6.8	1624	5万	越前								
			松本4	寛永10.4.22	1633	7万	信濃								
			松江3	寛永15.2.11	1638	18万6000	出雲		○	松平出羽守	従四位少将	国主	大広間		

1 藩変遷表(岩波日本史辞典)に基づき笠谷和比古「国持大名」論考(井上満郎ほか編「古代・中世の政治と文化」(思文閣出版、1994年)の分類により作成。2 領知石高は変遷があるが省略している。3 地方知行は「土芥寇騒記」(人物往来社、1967年)に拠っている。

表2 徳川実紀における「国持」確認一覧

年月日	記載	正統	巻数	頁
1 徳川家康 慶長8年(1603)2月12日				
1 (東照宮御実紀附録巻五)	惣じて国の主たるものが。常に物事節儉して浮費を省くは。	正	1	185
2 徳川秀忠 慶長10年(1605)4月16日				
2 慶長13年6月8日	筒井伊賀守定次…改易せられて…国主の留守にありて。干戈を動かさんとする	正	1	460
3 慶長18年正月3日	駿城にては…国持の輩使奉り。太刀馬代を献ず。	正	1	608
4 慶長19年正月2日	国持外様の諸大名…拝賀し奉る。	正	1	645
5 元和1年(1615)7月7日	伏見城に…武家の法令…金地院崇伝これをよむ。…国主撰政務之器用事。	正	2	56
6 元和2年1月3日	国持の長子無爵の徒。各太刀目録もて拝賀し。	正	2	85
7 元和9年7月23日	大納言殿…御参内…国持の輩の外…御供す。	正	2	260
3 徳川家光 元和9年(1623)7月27日				
8 元和9年7月27日	勅旨伏見城に参向…国持四品以上以下の諸大名次々に着座す。	正	2	299
9 元和9年8月9日	將軍宣下を賀し…国持ならびに十万石以上は。太刀馬代…献じ。	正	2	303
10 (台徳院殿御実紀附録巻三)	白木書院に生まれ。国持の長子…拝賀し	正	2	279
11 寛永1年(1624)1月2日	国持外様の諸大名各太刀目録献じ。御盃時服下さる。	正	2	313
12 寛永3年1月3日	国持外様の輩西城にのほり。大御所を押し奉る。	正	2	359
13 寛永3年8月9日	行幸により饗応使を命ぜらる。…国持の輩は松平丹波守康長。	正	2	375
14 寛永3年9月6日	行幸明日…一門国持の諸大名より出し。	正	2	384
15 寛永6年9月6日	武家の法令を仰出さる。…国大名。同子息。…不及御免可乗。…国主撰政務之器用事。	正	2	467
16 寛永9年7月24日	三緑山 霊廟に詣給ふ。…国持并に普第四品以上は。門の左にて押し奉る。	正	2	556
17 寛永8年12月21日	御病おこたり給ふよし聞ゆ。…国持の諸大名をめて。謁見せしめ給ふ。	正	2	528
18 寛永10年1月24日	三緑山 霊廟に詣たまふ。…国持大名は瑞垣の外にて押し奉る。	正	2	583
19 寛永10年3月3日	大広間にて申楽御覧あり。国持の輩皆見ゆるされ。饗せらる。	正	2	591
20 寛永10年3月15日	月次なり。…国持并普第の衆をめて。去年松平右衛門佐忠之叛逆の事。…御直に仰ふくめらる。	正	2	592
21 寛永10年8月15日	けふ令せらるゝは。…国主の輩。藩士并領内農商の出訴は。国主の心に任すべし。	正	2	607
22 寛永10年9月27日	国持の輩をめて。堀尾山城守忠晴年頃の勤勞。…两国収公せらる。…旨をつたへらる。	正	2	611
23 寛永11年1月24日	三緑山 霊廟に詣給ふ。…国持は手水石の前にて拝謁し。	正	2	620
24 寛永11年2月17日	紅葉山 御参宮。…国持はじめ侍従以上は予参し。	正	2	623
25 寛永11年3月3日	天下大小の政務万機。滞りく聞えあぐべき旨。…仰出さる。…酒井雅楽頭忠世…禁中及び公家。門跡の事。国持万石以上の事。…沙汰すべし。	正	2	625
26 寛永11年7月14日	この十八日御参内あるべき旨仰出さる。』仙台中納言政宗卿はじめ。八人の国持に菓子を賜ふ。	正	2	642
27 寛永11年7月21日	二條の二丸にて。摂家。親王。門跡。公卿。殿上人并国持諸大名及北面非藏人まで饗応せられ。猿樂を見せらる。…三家并国持無官の輩まで百人。…ことごとく饗賜ふ。	正	2	647
28 寛永11年7月22日	二條の二丸にて鞠御覧あり。三家諸大名まうのほりみる事ゆるされ。…国持は大広間。…国持の席は水野備後守元綱。	正	2	655
29 寛永12年3月10日	明日対馬守義成。其臣柳川豊前調興争論を御前に於て札問…国持并普代…登營すべしとふれらる。	正	2	674
30 寛永12年6月21日	法令を仰出さるゝにより。…在府の諸大名大広間に群参し。…諸国主并領主等。不可致私之評論。	正	2	683
31 寛永12年11月10日	国持の輩にあづかりし事。及びその訴訟は土井大炊頭利勝。酒井讃岐守忠勝。松平伊豆守信綱。阿部豊後守忠秋。堀田加賀守正盛の五人直月を定めはからふべし(今の年寄衆の職掌)。	正	2	693
32 寛永12年12月12日	旗下の輩ことごとく召て法令を仰出さる。…法令をよむ。…国大名と礼義にて出合の時も。此上の美麗いたすべからず。	正	2	697
33 寛永12年12月24日	三緑山 台徳院殿靈牌所にも詣給ふ。在府の諸大名国持はじめ。山にまかりて拝謁。	正	2	699
34 寛永13年1月8日	江城惣郭の营造この日よりはじめらるゝ所。…ことに御気色うるはしき旨。此事奉る国持大名に奉書下さる。	正	3	3

「国持」の認識 — 両領国体制(徳川領国・国持外様領国)の存在と構造に關係して —

35	寛永13年2月20日	尾紀両世子をはじめ。国持十三人へ御使もて菓子給ふ。	正	3	4
36	寛永13年5月9日	国持はじめ大名小名を饗応せらる。国持の輩は白木書院なり。	正	3	16
37	寛永13年12月24日	三縁山 台徳院殿霊廟。…国持の輩供奉す。	正	3	45
38	寛永15年1月24日	台徳院殿七年周忌の御法会。…石盥の前にて。国持大名拝謁し。	正	3	87
39	寛永16年1月17日	紅葉山 御宮御参あり。…国持諸大名予参供奉す。	正	3	126
40	寛永16年4月17日	紅葉山 御宮御参あり。…国持の輩予参し。普第大名供奉せり。	正	3	134
41	寛永16年5月17日	紅葉山 御宮御参あり。…国持并普第の輩予参し供奉例のごとし。	正	3	136
42	寛永16年5月24日	三縁山 霊廟に詣給ふ。…国持普第の諸大名予参輩供奉例の如し。	正	3	137
43	寛永16年7月4日	太田備中守資宗を御前にめして。…連署の令條を授らる。…よて又国持はじめ万石以上の輩をも。…老臣この令條をさづく。	正	3	143
44	寛永16年8月14日	けふ二丸より西城に帰らせ給ひ。白木書院番にて国持…また御調度ども奉る。	正	3	149
45	寛永17年1月17日	紅葉山 御宮に御参あり。…国持の輩予参。	正	3	171
46	寛永17年5月17日	紅葉山 御宮へならせ給ふ。…国持。普第大名。供奉余参例の如し。	正	3	189
47	寛永18年1月17日	紅葉山 御宮に参らせたまふ。…国持大名余参。	正	3	216
48	寛永18年4月17日	紅葉山 御宮御参あり。…国持の輩余参例にかはらず。	正	3	224
49	寛永18年5月10日	家門并国持共余の諸大名をめして。猿楽を見せしめ給ひ饗せらる。	正	3	225
50	寛永18年7月25日	日光山笠石成功の御祝とて猿楽あり。三家并国持。…饗せらる。	正	3	232
51	寛永18年9月2日	若君はじめて表に出ますにより。…白木書院に出給ひ。三家。三世子拝謁国持。…饗せらる。	正	3	236
52	寛永18年10月19日	公卿饗応の猿楽あり。…けふ国持。外様はまうのほらず。	正	3	241
53	寛永19年2月19日	若君 御宮参あり。…国持其外四位以上は直垂。…御目覚て国持大名等拝謁せしときよく笑はせ給ひ。	正	3	256
54	寛永19年7月17日	紅葉山 御宮へ御参あり。…国持普第のともがら余参供奉例の如し。	正	3	281
55	寛永19年12月17日	紅葉山 御宮に参らせ給ふ。…国持普第の中大名は余参す。	正	3	302
56	寛永20年7月18日	朝鮮国信使聘礼行はる。…この日国持。…諸大名みな衣冠にてまうのほる。	正	3	322
57	寛永20年8月1日	この日諸大名拝謁の次第をさだめらる。第一国持大名并に侍従以上。…第四は普第衆并外様の中大名及び国持衆の庶子。	正	3	325
58	寛永20年11月13日	御平快を賀して。家門并に国持の輩より魚物一種づ、さ、ぐ。	正	3	336
59	正保1年(1644)1月17日	紅葉山 御宮に参らせたまふ。…国持。普第のともがら陪従例の如し。	正	3	342
60	正保1年11月17日	紅葉山 御宮修理成功し。昨日 御遷宮ありければ参らせ給ふ。…国持。普第の衆皆拝したてまつる。	正	3	375
61	正保2年1月24日	三縁山 台徳院殿霊廟御詣あり。…国持大名御前にまかり拝謁す。	正	3	383
62	正保2年9月17日	紅葉山 御宮に参らせ給ふ。…国持。普第衆予参例の如し。	正	3	415
63	正保3年2月1日	午後紅葉山 御宮に参らせ給ふ。…国持のともがら予参す。	正	3	430
64	正保3年4月17日	紅葉山 御宮に御参あり。…国持のともがら予参す。	正	3	436
65	正保4年4月17日	紅葉山 御宮へ参らせ給ふ。…国持廿一人予参す。	正	3	482
66	正保4年5月17日	紅葉山 御宮参あり。…国持。普第のともがら予参例のごとし。	正	3	486
67	正保4年11月13日	松平薩摩守光久王子村にて。犬追物張行し御覧にそなふ。…国持の列は西南の方に着し。	正	3	504
68	慶安1年(1648)1月24日	三縁山万部結願にて詣させ給ふ。…国持大名予参し。尾紀水戸三卿陪参せらる。	正	3	515
69	慶安1年5月17日	紅葉山御宮に詣たまふ。…国持。普第の輩予参。	正	3	550
70	慶安1年8月1日	この日国持大名の長子はいまだ叙爵せずといへども。今より後太刀目録もて。…拝賀すべしと仰下さる。	正	3	560
71	慶安2年2月2日	三縁山 台徳院殿霊廟。…国持大名予参す。	正	3	577
72	慶安2年4月9日	(家綱日光社参) 明日御発興により。…大納言殿へ拝謁す。但し国持外様のみ見え奉り。	正	3	593
73	慶安2年5月17日	紅葉山 御宮御参あり。…国持。普第の人々予参す。	正	3	602
74	慶安2年9月17日	紅葉山 御宮御参あり。…国持。普第衆予参。	正	3	619
75	慶安2年9月23日	(高野山学侶方法度) 山中の墓域。…向後国大名たりといふとも。墓域二間四方に過べからず。	正	3	621
76	慶安3年1月6日	御腹なやませ給ふにより。…国持及中大名まうのほり。老臣に謁して御けしき伺ふ。	正	3	633
77	慶安3年9月17日	紅葉山 御宮参あり。…国持。四品以上の輩予参し。	正	3	658
78	慶安4年6月13日	吉辰にて表へわたらせ給ひ。…けふ国持。外様の輩へは廊下にて。	正	4	11



79	慶安4年8月22日	慶宴ありて猿楽催さる。…けふ三家并に国持の輩より折檻を献ず。	正	4	26
80	大猷院殿御実紀附録卷三	諸大名の妻子を証人として府にめさるゝ事は。…国持はじめ大小名ともに。領地にかへらむよりも。府に在勤するを安むずる風尚にうつりしなり。	正	3	717
81	大猷院殿御実紀附録卷四	…中根老岐守正盛…或時国持のともがらより正盛に金を贈りしを。正盛ゆへなしとうけず。…其金貫につかはすべしと仰らる。…大名が我に奉公するの一端なり。	正	3	733

4 徳川家綱 慶安4年(1651)8月18日

82	承応1年(1652)1月3日	白木書院に出給ふ。国持の子供はじめ。無官の輩押し奉る。	正	4	40
83	承応1年1月15日	長松君。…次に白木書院にて国持をはじめ群臣み(なか)を押し奉る。	正	4	42
84	承応1年8月1日	八朔日賀賀にて白帷子。長袴めされ…次に大広間に出たまひ。国持。…拝賀し奉る。	正	4	56
85	明暦1年(1655)10月8日	韓使引見あり。…北頼中閩の辺に国主父子并領主四品以上。…着座す。	正	4	160
86	明暦2年6月22日	御痘平愈并に袖留の御祝とて。…猿楽あり。…この事によて。三家并に国持の輩より菓子折。…献ず。	正	4	187
87	明暦3年1月25日	(明暦大火)廿五日仰下さるゝは。…管作の事たとひ国持大名たりとも。三間梁に過べからず。	正	4	211
88	明暦3年2月11日	(明暦大火)十一日こたびの事により。…献物省減の事令せらるゝは。国持及び十万石以上は参観に時服十。…たてまつるべし。	正	4	215
89	明暦3年2月晦日	(明暦大火)晦日瓦屋の事。国持大名といふともつくるべからず。	正	4	219
90	明暦3年9月17日	紅葉山 御宮に参らせ給ふ。…国持。普第の輩予参し。	正	4	240
91	万治1年(1658)1月18日	(明暦大火)十八日火災にあひし輩。…国持の輩も分に応じて恩貸あるべしと仰出さる。	正	4	256
92	万治1年12月19日	家門并に国持より使奉り御けしき何ふ。	正	4	288
93	万治2年2月晦日	大地震により家門国持の輩使もて御けしきをうかがふ。	正	4	301
94	万治2年9月5日	(家綱移徒本城)西城を出給ひ。…国持。普第の諸大名は老臣に謁して賀し奉る。	正	4	324
95	万治2年9月5日	(家綱移徒本城)従者の制は。下馬より下乗まで侍六人。…国持大名といへども。此制をこえて人数ぐすべからず。	正	4	323
96	万治2年6月29日	掃部頭直孝が事によて。家門并に国持。普第衆。…御けしき何ふ。	正	4	311
97	万治3年6月24日	三緑山 台徳院殿靈廟に松平伊豆守信綱代参す。…国持大名使して御けしき何ふ。	正	4	354
98	万治3年7月28日	御なやみにより朝会に臨み給はず。…家門。国持の大名使奉り御けしき何ふ。	正	4	359
99	万治3年7月29日	普第衆まうのほり御けしき何ひ。家門。国持の輩は使奉る。	正	4	359
100	万治3年8月3日	御誕辰御祝例のごとし。…国持の輩使奉る。	正	4	359
101	万治3年8月4日	家門。国持使奉り。普第衆出て何ふ。	正	4	359
102	万治3年8月5日	家門。国持は使奉り。…何ふ。	正	4	359
103	万治3年8月7日	家門。国持。普第衆。…何ふ。	正	4	359
104	万治3年8月8日	普第衆まうのほる。家門。国持は使なり。	正	4	359
105	万治3年8月9日	家門。国持使奉る。	正	4	359
106	万治3年8月10日	家門。国持は使して御けしき何ふ。	正	4	360
107	万治3年8月11日	大内へ…家門。国持使奉る。	正	4	360
108	万治3年8月13日	普第…伺ひ。家門。国持使を奉る。	正	4	360
109	万治3年9月21日	御不予により。家門。国持輩使奉り。保科肥後守正之…御けしき何ふ。	正	4	363
110	万治3年10月22日	諸駅艱因す。たとへ国持たりとも。家士共一日馬廿五疋。…に過ぐべからず。	正	4	366
111	万治3年11月8日	諸駅に令せらるゝは。…市人の荷物に。国持大名の偽札立しむべからずとなり。	正	4	368
112	寛文1年(1661)7月4日	此日家門。国持。普第諸大名使もて御気色何ふ。	正	4	391
113	寛文1年10月1日	御咳嗽により月次拝賀なし。…家門。国持の輩使して御けしき何ふ。	正	4	400
114	寛文2年1月10日	一門。国持の輩出て御けしき何ふ。	正	4	409
115	寛文2年2月晦日	此日 大内の事及び公卿。門跡并に国持の輩はじめ万石以上。…は老臣所属とし。…定らる。	正	4	412
116	寛文2年3月19日	国持大名使奉り。御けしき何ふ。これも伊豆守信綱が事ゆへなり。	正	4	416
117	寛文2年3月29日	今朝地震によて。国持の輩使奉り御けしき何ふ。	正	4	417
118	寛文2年6月14日	昨夜大風雨により。家門。国持使もて御気色うかがふ。	正	4	425
119	寛文2年8月2日	昨夜地震により。家門并に国持の輩。使もて御気色伺ひ奉る。	正	4	431
120	寛文2年11月16日	(家綱風邪)国持。普第衆使もて御けしき何ふ。	正	4	439

121	寛文3年5月19日	(綱吉日光山) 御参はてし御祝の猿楽あり。家門。国持の輩にみせしめらる。	正	4	465
122	寛文3年5月23日	今日御法令仰出さるゝ旨面令あり。次に大広間にて国持。普第の輩始め。…拝し奉る。…其文に曰。…諸国主并領主等。不可致私之評論…国主。城主。一万石以上。…私之不可結婚…乘輿者一門之歴々。国主。城主。…并国持大名之息。	正	4	465
123	寛文3年8月5日	(諸士法度頒布) 国持大名と礼儀取かはしるときも。此上之輩麗致すべからず。	正	4	472
124	寛文3年9月3日	けふ令せらるゝは。御鷹のとりし鳥賜はれる開に。老臣を招待するとき。…国持大名たりとも。臨時の饗応は二汁七菜たるべし。	正	4	475
125	寛文4年4月26日	法会はてしにより。家門。諸大名饗せられ猿楽あり。…紀尾兩卿并に国持の輩より菓子を献ず。	正	4	498
126	寛文4年9月19日	館林参議綱吉卿昨夜婚礼行はる。よて家門。国持。普第の輩使もて賀し奉る。	正	4	512
127	寛文4年10月29日	新雪よて国持。普第の徒使出し御けしき伺ふ。	正	4	516
128	寛文4年12月3日	御法会事終りしにより。家門。国持。普第衆まうのぼり賀す。	正	4	518
129	寛文5年5月11日	姫路城主松平式部大輔忠次が遺領…長子…に襲しめらる。此忠次実は…(元和)十一年御代初御茶宴に。国持のともがら閨閥の宿老と、もにめさる。	正	4	535
130	寛文6年4月18日	この日令せらるゝは。嫁娶のとき輿添のものゝ牽馬。国持大名たりとも。十匹の外ひくべからず。	正	4	568
131	寛文6年8月30日	令せらるゝは。…ゆき、のともがら近年人馬を多く用るをもて。駅々艱困すれば。たとひ国持大名たりといふとも。家士ともに一日二十五匹。…に過べからず。	正	4	581
132	寛文8年2月2日	家門。国持。普第をはじめ。…昨日大火によて御けしき伺ふ。	正	5	3
133	寛文8年2月5日	三家の方々。国持。普第の衆使して御けしき伺はる。…火災によりてなり。	正	5	3
134	寛文8年2月	令せらるゝは。こたびの火災により。…国持大名の長子たりとも。襲封以前は。献物の外は贈遺に及ばず。	正	5	7
135	寛文10年8月13日	農民の規則を令し下さる。…。国持大名の家士并に農商の訴状は。その国主の処置に随ふべし。	正	5	80
136	寛文11年1月28日	けふ令せらるゝは。…諸大名供侍并に又もの多くめしつるべからず。…たとひ国持たりとも分限に応じ。馬二疋。	正	5	92
137	寛文11年8月15日	令せられしは。…。去年の令のごとく。諸大名并に藩士(ママ)の従者多く具すべからず。たとへ国持たりといふも。その分限に応じ減省すべしとなり。	正	5	110
138	寛文12年5月6日	鷹間詰。諸有司出て御けしき伺ひ。国持。普第の輩は使出して伺ふ。	正	5	130
139	寛文12年11月2日	諸有司まうのぼり御けしき伺ふ。国持。普第衆は使もて伺ひ奉る。	正	5	145
140	寛文12年12月18日	今朝致仕保科肥後守正之卒去しければ。家門。国持。普第。高家。雁間詰。番頭。物頭。諸有司まうのぼり。老臣に謁して御けしき伺ふ。	正	5	148
141	延宝1年(1673)5月12日	(京師大火皇居炎上) 三家。国持。普第の諸大名老臣に謁し伺はる。	正	5	158
142	延宝3年4月20日	東叡山 大猷院殿靈廟御詣あり。…国持并に四品以上普第の輩 勅額門内に伺公す。	正	5	207
143	延宝3年9月15日	増上寺御法会拝詣のともがら。町口ならびに裏門よりうち従者の制は。国持たりとも侍五人。	正	5	221
144	延宝3年12月28日	朝会の日あらかじめ玄関に留守居役の者出し置事。国持并に四品以上。又は幼穉のともがらのみ出すべし。	正	5	227
145	延宝6年6月22日	家門。国持使出し。鷹間詰。諸有司はまうのぼり。御けしき伺ふ。	正	5	288
146	延宝8年2月29日	国持。四品以上の輩。使もて御けしき伺ふ。	正	5	332

5 徳川綱吉 延宝8年(1680)8月23日

147	延宝8年11月7日	破魔弓献上は。家門。国主。城主。三万石以上。并に四品以上嫡子。	正	5	388
148	延宝8年11月27日	徳松君けふより若君と称し奉るべしと仰出さる。…西城には甲府宰相綱豊卿。ならびに家門。国持。在府の万石以上以下出仕して賀し。本城にも出て賀し奉る。	正	5	389
149	延宝8年11月晦日	けふ諸門番所に令せらるゝは。出仕多き日は。三家。甲府の扶箱常のごとく通すべし。国持はじめ其他の扶箱は。中の門外または二丸銅門前にとどむべし。	正	5	390
150	天和1年(1681)1月2日	大広間にわたらせ給ひ。松平陸奥守綱村はじめ。国持。外様。四品以上太刀目録献じ。御盃。時服給ひ。	正	5	395
151	天和1年6月16日	嘉定佳会により。…松平加賀守綱紀はじめ。国持のともがら着座し。兩番頭菓子を供し。着座のともがら同じく併食す。	正	5	414
152	天和2年5月	諸国に立られし高札の文は…道中人馬員数は。たとひ国主たりとも。家人ともに東海道は一日に五十人。	正	5	450
153	天和3年6月7日	国持の輩。高家。雁間詰。諸有司まうのぼり老臣に謁す。	正	5	486
154	天和3年7月25日	法令を仰出さるゝをもて。…かくて大広間に出ます。…国持。城主。万石以上。…各拝謁せしむ。…法令をよむ。…文武忠孝を励し。…国主。城主。一万石以上。…私に婚姻結ぶべからず。…乘輿は一門の歴歴。国主。城主。一万石以上。并に国大名の息。城主。及侍従以下の嫡子。…これをゆるす。	正	5	491

155	貞享4年(1687)10月18日	古来の石塔。…今より後たとひ国持大名たりというふとも。其地二間四方に過べからず。	正	5	613
156	元禄5年(1692)5月8日	山の 廟に御詣あり…この門内に予参の国持。并に四品以上のともがら並居て謁し奉る。	正	6	139
157	元禄6年2月22日	御座所に。国持はじめ諸大名をめざれ中庸を講じ給ふ。	正	6	163
158	元禄6年8月6日	昌平坂大成殿の釈業あり。…けふまかる諸大名。国持はじめ四十余人。	正	6	174
159	元禄8年3月1日	国持のともがら。父子はじめ万石以上。…易经を講じて聞しめ給ふ。	正	6	224
160	元禄9年3月1日	松平陸奥守綱村。松平薩摩守綱貴はじめ。国持并に万石以上普第衆。雁問詰。…願により。易の御講説あり。	正	6	253
161	元禄12年9月10日	下馬より下乗まで…従者の制は。四品をよび十萬石以上。并に国持の嫡子は侍六人。	正	6	382
162	元禄12年11月	令せらるゝは。四品をよび十萬石以上の面々。国持の嫡子出仕の折から。留守居役めしつれ。老幼の輩は介添一人めしつるゝ事。ともに其心にまかすべし。	正	6	388
163	元禄13年4月20日	東叡山 大猷院殿靈廟に詣給ふ。…頼勤門内にて松平加賀守綱紀。松平薩摩守綱貴はじめ国持。并に普第の四品以上拝謁し。…拝し奉らる。	正	6	402
164	元禄13年5月8日	東叡山 靈廟御詣。…唐門の内にて松平薩摩守綱貴はじめ国持。并に四品以上のともがら拝謁し。紀伊中納言綱教卿。…陪拝せらる。	正	6	404
165	元禄13年11月21日	易御講筵御卒業なり。…法親王はじめ。家門。国持。普第の諸大名。諸旗本。…ねがひのまゝに拝聴する事をゆるされ。	正	6	422
166	宝永4年(1707)7月6日	(家千代生) 御誕生により。…西城玄関前門内まで召具する従者。四品并に十萬石以上。かつ国持の嫡子は侍二人。	正	6	659
167	宝永4年7月15日	(家千代生) 西城へ。国持并に四品以上の輩まうのほり賀し奉る。	正	6	660
168	宝永6年2月9日	(綱吉埋葬) けふ国持。外様。万石以上。寄合。小普請のともがら月代そることをゆるさる。	正	7	9
169	常憲院殿御実紀附録卷中	(綱吉自講説経書) 御みづからの御講書は。…日光門主はじめ。家門。国持。普第の諸大名。旗本。…ねがひのまゝに拝聴せしめられ。	正	6	735

6 徳川家宣 宝永6年(1709)5月1日

170	宝永6年5月9日	けふ仰出されしは。諸老臣これまで。国持の輩に迎接。ほりかなる様にきこゆ。今より礼を乱るべからず。又万石以上の輩は。いよいよ老臣に不礼あるべからず。万石以下の輩。少老に迎接するもおなじかるべし。	正	7	32
171	宝永7年1月2日	掃初の式行ふ。…大広間にて松平若狭守吉徳。細川越中守綱利はじめ。国持。外様の輩拝謁し。	正	7	77
172	宝永7年3月11日	御継統の後初めて紅葉山 御宮に参らせ給ふ。…また松平左京大夫頼純。松平陸奥守吉村はじめ。国持普第四品以上の輩は。御さきまかりて拝謁す。	正	7	88
173	宝永7年4月5日	(家宣覽公卿職輪) 三家。溜詰。国持。普第の衆。布衣以上の輩みな見ることゆるさる。	正	7	94
174	宝永7年4月15日	法令仰出さるゝにて表に出給ふ。…乗輿の制。凡万石以上より。国主の嫡子。庶子。并に侍従以上の嫡子に至る。	正	7	96
175	宝永7年10月10日	山に御詣なり。…頼勤の門内には。松平若狭守吉徳。松平左京大夫頼純はじめ。国持。普第の輩列り居て拝謁す。	正	7	128
176	正徳1年(1711)5月	伝馬并に駄賃の荷物。…国持の輩。其家人等の用ゆるところともに。東海道は五十人。五十疋に過ぐべからず。	正	7	164
177	正徳1年11月1日	韓使引見あり。三家ならび国持はじめ。諸大名。布衣以上の諸有司みなまうのぼる。	正	7	187
178	正徳2年10月14日	(家宣遺書其三) 吾年久しくみるに。国主及び大身小身のものども。種々の珍宝あるは金銀の作り物を捧る事。甚以心を煩はしむ。…鍋松幼稚なれば。臣たるもの心をつけ。捧物をます事をゆるさず。減ずる事をおもへ。	正	7	250
179	正徳2年10月23日	御けしき伺ひ奉るともがら国持四品以上なり。	正	7	275
180	正徳2年10月27日	国持四品以上出仕してうかがふ。	正	7	276
181	正徳2年11月7日	この日三家の方々。松平加賀守綱紀。(国持大名名の列記) 御世つがれし慶賀の日に。眞の太刀を献ずべしとふれらる。	正	7	278
182	正徳2年11月9日	国持大名四品以上いで、伺ひ奉る。	正	7	279
183	正徳2年11月13日	けふ国持外様万石以上。表高家。寄合。小普請のともがらは。十五日より月代そるべしとふれらる。	正	7	279
184	正徳2年11月21日	国持四品以上の大名出て御起居を候し奉る。	正	7	281
185	正徳3年1月2日	御よそひ昨日の如く。…松平陸奥守吉村はじめ。国持。外様のともがらみな拝賀し。太刀目録を奉る事きのふのごとし。	正	7	293
186	正徳3年3月27日	御衣服ありしをもて。松平加賀守綱紀をはじめ国持衆。并に柳間に候する万石の列。寄合。…慶賀聞え奉る。	正	7	307

7 徳川家継 正徳3年(1713)4月2日

187	正徳3年11月15日	けふ令せられしは。各国公私領の高札は。さきにふれられたるが。ことし寺社領は。寺社奉行の令にかゝはらず。国主。領主。地頭。又は其地の奉行。代官よりふれらる趣をもて。高札の文をうつし。寺社奉行直月の庁に出すべしとなり。	正	7	359
-----	------------	---	---	---	-----

188	正徳4年6月	令せらるゝは。諸大名まうのほるとき。…今より後国持の輩たりとも。張番所中程までにて下乗あるべしとなり。	正	7	386
189	正徳4年12月2日	琉使進見あり。…国持の大名以下。普第のともがらはじめ。…伺公す。	正	7	407
190	享保1年(1716)5月11日	国持ならびに四位以上。二丸にいで、御けしきをうかがふ。	正	8	5
191	享保1年5月19日	国持。溜詰。四位以上。二丸に出仕して御起居を候す。	正	8	9
192	享保1年5月24日	国持。四位以上御起居を候す。	正	8	10
193	享保1年5月29日	明の月二日より。国持。外様。表高家。寄合。小普請の輩は。頂髪する事をゆるさる。	正	8	12
194	享保1年6月9日	国持。四位以上の輩出仕して。御けしきを伺ふ。	正	8	13
8 徳川吉宗 享保元年(1716)8月13日					
195	享保2年2月3日	こたび火災にかゝりし輩。郭内の邸宅は構造延滞すべきにあらざれば。たとひ国持たりとも奢侈をもちひす。いかにも龐薄につくり。規模も狭少になすべし。	正	8	57
196	享保2年3月3日	朝会あり。…三家の方々。溜詰拝賀はてゝ。かさねて大広間に出たまひ。国持はじめ群臣拝賀す。	正	8	60
197	享保2年3月11日	御法令仰出せらるゝにより。…国主。城主一万石以上。…私不可結婚姻。…乗輿者一門歴々。国主。城主一万石以上。并国大名之息。城主及侍従以上之嫡子。或五十以上許之。	正	8	62
198	享保2年4月29日	三緑山に御詣なり。…国持普第の衆。四位の輩。唐門の外鐘楼の前に列し。	正	8	68
199	享保2年9月9日	重陽の嘉会あり。…三家。溜詰拝謁し。…国持。譜第。外様ことごとく拝賀したてまつる。	正	8	85
200	享保3年4月11日	従者の令制を仰出さる。四品をよび十萬石以上。并に国持の長子は。下馬より下乗まで侍六人。…又府内往來には従者いかに減省すべし。たとひ国持たりとも。馬上の者一騎か二騎。	正	8	110
201	享保3年4月晦日	三緑山 有章院殿靈廟に。御衣冠にて御参あり。…国持。普第の輩は。唐門の外にて拝謁し。	正	8	113
202	享保3年5月24日	三緑山 台徳院殿靈廟に。…萬石以上下乗の所。近年みだりなるあり。…国持たりといふとも。大手の方は張番所東のすみをかぎり。	正	8	117
203	享保3年10月14日	三緑山 文昭院殿靈廟に。…唐門の内外には溜詰。国持。普第の輩。	正	8	130
204	有徳院殿御実紀附録卷三(享保三年)	享保三年…これにつづき御鷹のとりし鶴。…三家のかたがたより。国持。普第。外様の人々まで。…御使もて賜はり。	正	9	155
205	享保4年1月23日	令せらるゝは萬石以上邸宅のほとり失火のとき。人数出す事。…国持の邸よりも。騎士は二人に過べからず。	正	8	144
206	享保4年10月1日	朝鮮国の信使引見あり。…国持はじめ萬石以上。布衣の侍。…各次第して列席す。	正	8	169
207	享保5年6月28日	久世大和守重之卒去せしをもて。朝会に臨み給はず。…国持はじめ萬石以上は宿老の邸に使し。…御気色をうかがふ。	正	8	197
208	享保6年7月28日	下馬より下乗の間めし具する従者の制を令せらる。…たとへ国持たりとも。此制をこゆるものは。通すべからずとなり。	正	8	241
209	享保6年10月1日	拝賀例のごとし。さきに譜代の衆に面諭ありし詞をしるして。国持はじめ外様へも。宿老もて下し給ふ。	正	8	250
210	享保9年6月23日	諸大名に仰下されしは。…また国持たりとも。新に調度を製する時。漆器はかるき描金に過べからず。	正	8	339
211	享保9年10月14日	三緑山 文昭院殿靈廟に御詣あり。…国持普第の衆。松平大学頭頼貞。…等更に予参し。	正	8	349
212	享保9年11月10日	東叡山 常憲院殿靈廟に御詣あり。…国持。普第衆もさらに予参し。	正	8	352
213	享保10年4月18日	大広間に出たまふ。…国持はじめ群臣みな出仕して。御元服。御任官の拝賀し奉る。	正	8	369
214	享保13年4月7日	白木書院に出給ひ。国持はじめ諸大名の拝をうけ給ふ。これちかき日御発軫あるによりてなり。	正	8	459
215	享保13年4月25日	御詣はてしを賀し進らせ。三家をはじめ国持并諸大名。布衣以上出仕して拝謁し奉る。	正	8	469
216	享保13年5月2日	松平伊賀守忠周身まかりしにより。…国持をはじめ。外様の萬石以上は。老臣の邸に使もておなじく伺ひ奉る。	正	8	470
217	享保13年11月10日	常憲院殿靈廟に御詣あり。…国持普第四位以上の人々。更に予参に候し。	正	8	485
218	享保16年12月19日	(家重婚禮) 御祝により猿樂あり。三家。国持はじめ外様大名。表高家まで見ることをゆるされ。饗を給ふ。	正	8	585
219	享保17年7月26日	安藤対馬守信友が卒去により。…また国持以下外様の大名は。老臣の邸に使して。兩城の御気色を伺ひ。	正	8	607
220	享保17年12月	西国。四国。中国辺の諸大名に令せらるゝは。領内蝗災にかゝり。農民等飢饉にも及ぶべきやと御沙汰に及ばれき。凶年の備へは。国主。領主かめて心得べきは勿論なり。	正	8	619
221	享保20年3月28日	直邦が事により。月次の朝会を廢せらる。国持。外様の輩は。宿老のもとに使もて御気色伺ふ。	正	8	678
222	享保20年5月20日	酒井讃岐守忠音が事により。…国持。外様は。宿老のもとに使を出し。御起居を候し奉る。	正	8	684
223	元文1年(1736)5月	西城へ月並出仕の制を仰出さる。朔日三家。松平加賀守吉徳。…十五日は家門。国持大名。柳之間外詰衆。	正	8	724

224	元文5年10月10日	東叡山 常憲院殿靈廟に詣たまふ。…勅額門の下にて降立せたまへば。国持及び普第の四位。門のあたりに踞居して拝し奉り。	正	8	859
225	寛保1年(1741)6月1日	月次なり。…三家はじめ松平加賀守吉徳。国持。溜詰。普第。外様。鷹間詰。奏者番父子。菊の間縁類詰みな西城にのぼり。竹千代君に拝謁す。	正	9	11
226	寛保1年8月7日	御轉兼の大礼行はる。…事はて、国持四品以上。普第衆拝謁し。	正	9	16
227	寛保1年8月25日	御宴ありて。三家并国持をはじめ。諸大名父子饗応賜はり。猿樂をみせ給ふ。	正	9	19
228	寛保2年4月29日	有章院殿靈廟に御詣あり。…国持及び普第の四位以上さらに予参し。	正	9	36
229	延享1年(1744)6月	諸有司殿中伺公の席をさだめられ。…大広間は国持ならびに四品の輩。…また宿老の附属たるべき事を令せらるゝは…。国持大名ならびに万石以上の輩。	正	9	93
230	延享1年4月20日	松平伊豆守信祝卒せしをもて。…国持。外様のともがらは。使を宿老ならびに松平右京大夫輝眞のもとに呈し。…うかがふ。	正	9	90
231	延享1年9月14日	三縁山 文昭院殿靈廟に本多中務大輔忠良代参す。土岐丹後守頼稔が事をもて。…国持。外様は宿老のもとに使用して。御けしきをうかがひ。	正	9	98
232	有徳院殿御実紀附録卷二	大統を継せ給ひし後。はじめて外殿に出給ひて。国持。城主をはじめ。万石より上の人々に拝謁を賜ひしとき。御みづから高声に。天下治平の後年久しき事ゆへ。近世華美の風俗となれり。今よりは奢を去り。儉を守り。国政の事に。専ら心を用ゆべしと仰らる。	正	9	145

9 徳川家重 延享2年(1745)11月2日

233	延享2年11月6日	紅葉山 御宮に御参あり。…国持。三家の庶流。普第の輩。四位以上先だちてむかへ奉る。	正	9	354
234	延享2年11月18日	御祝の猿樂あり。…三家拝謁せられ。次に国持。溜詰。普第。外様をのをの父子。交代寄合。表高家みな拝謁す。	正	9	357
235	延享3年3月21日	御法令仰出さるゝにより。…国主城主一万石以上。…私不可結婚姻。…乗輿者一門之歴々。国主。国主城主一万石以上。并国持大名之息。城主及侍従以上之嫡子。…許之。	正	9	379
236	延享3年5月4日	難波前中納言宗建卿の蹴鞠を御覧あるにより。…白木書院にわたらせ給ふとき。国持。普第。外様をのをの父子見え奉りて後。御覧の御ましにつかせたまふ。	正	9	385
237	延享3年5月10日	松平能登守兼賢卒去により。鷹の間詰。…宿老に謁し。御けしきを伺ふ。また国持その他外班の万石以上。宿老の邸に使用してうかがひ。	正	9	387
238	延享3年8月15日	月次の賀例のごとし。…この日国持及び四位以上。外様。普第の衆。雁間詰。…大御所に拝謁し奉る。(日記)	正	9	397
239	延享4年6月12日	小五郎の方こたび兵部大輔宗矩の養子とさだまりしをもて。今より後は。国持の長子とひとしく待遇すべしとなり。	正	9	428
240	寛延2年3月12日	蹴鞠御覧あり。三家はじめ。溜詰。国持。普第。外様の人々…みな見る事をゆるさる。	正	9	485
241	寛延1年(1748)6月1日	朝鮮国の信使引見あり。…国持はじめ万石以上。その下布衣の侍。…諸番士にいたるまで。各次第して列席す。	正	9	458
242	寛延2年12月24日	令せらるゝは。城門にて輦降る処。近ごろ法にたがふ輩もあれば。此後は国持を始め。大手は張番所東の角をかぎり。…とすべし。また下馬より下乗までの従者のかずは。四位十萬石以上并に国持の嫡子は侍六人。…また下乗の橋より内は。四位十萬石以上をよび国持嫡子は侍三人。…府内往來する時は従者をはぶくべし。たとひ国持たりとも。騎馬は一騎か二騎。	正	9	503
243	寛延3年4月20日	東叡山 大猷院殿靈廟に御詣あり。…行列して。国持。普第は鐘樓の前に列席し。溜詰は勅額門の南方にあり。	正	9	513
244	宝暦1年(1751)6月10日	大御所の御病おもり給ふにより。溜詰…みな西城に出仕して御けしきを伺ふ。その他国持をはじめ万石以上は。西尾隠岐守忠尚が邸に使し。…同じくうかがふ。	正	9	537
245	宝暦1年6月21日	(吉宗薨) 此日群臣月代髭剃る日をさだめらる。松平加賀守…三十七日。国持外様の人々より。…いたるまでは二十七日。	正	9	538
246	宝暦1年6月28日	(吉宗薨) 国持及び三家の庶流。又四品以上。兩城に出仕して御けしきを伺ふ。	正	9	539
247	宝暦1年閏6月5日	(吉宗薨) 溜詰。国持。三家の庶流。四品以上。兩城に登り御けしき伺ふ。	正	9	540
248	宝暦1年閏6月17日	(吉宗薨) 国持。三家庶流。四品已上御けしきうかがふ。	正	9	543
249	宝暦2年6月20日	東叡山 有徳院殿靈廟御詣あり。…勅額門内は国持普第四位以上列席し。	正	9	569
250	宝暦3年5月18日	加賀国金沢城主松平加賀守重熙遺領百二万五千石余を養子上総介利見に賜はり。加賀。能登。越中の国主たらしむ。	正	9	591
251	宝暦3年6月20日	有徳院殿靈廟に御詣あり。…勅額門の下にて降輿したまふとき。鷹間詰同じ門外に拝伏し。国持及四位以上譜第の輩は門内につらなり。溜詰。松平加賀守重靖は唐門の外にて拝し奉る。	正	9	593
252	宝暦4年3月11日	加賀国金沢城主松平加賀守重靖が弟松平健次郎はじめて見えたてまつり。家つぎて原封百二万五千石をたまはり。加賀。能登。越中の国主となさる。	正	9	613
253	宝暦8年4月26日	令せられしは。万石以上下乗の制みだりになりしよし聞ゆ。今より後は国持たりとも。大手門は張番所東角を限り。…とすべしとなり。又城内に召つるゝ従者の制限は。下馬所より下乗所にいたる間は。四品并に十萬石以上及び国持の嫡子は侍六人。…下乗内は四品をよび十萬石以上并に国持の嫡子は侍三人。…府内往來する時。従者少く召つるべし。たとひ国持たりとも。騎馬一二騎。	正	9	707

254	宝暦10年2月4日	(家重任右大臣家治兼右大将) 御所ふたゝび上段に出給へば。撰家…慶賀しはてゝ、退く。次に国持。四品以上。普第外様衆をはじめ群臣みな拝謁し。	正	9	754
255	宝暦10年2月16日	(家重任右大臣家治兼右大将) 御転兼の御祝に猿楽あり。三家を始め国持。溜詰等に見せしめらる。	正	9	756
256	宝暦10年3月11日	群臣出仕して御けしきをうかがふ。西尾隠岐守忠尚が事によてなり。国持外様より宿老…の邸に使をくり。…例のごとし。	正	9	759
10 徳川家治 宝暦10年(1760)9月2日					
257	宝暦11年2月9日	堀田相摸守正亮が事により。鷹間…宿老に謁し。国持。外様衆は宿老の邸に使出し。…御けしきをうかがふ。	正	10	36
258	宝暦11年2月21日	法令を仰下さるゝむね仰あり。かくて大広間に出給ふ。…国主城主一万石以上。…私不可結婚。…乗輿者一門之歴々。国主城主一万石以上。并国持大名の息。城主及侍従以上の嫡子。…許之。	正	10	38
259	宝暦11年3月1日	月次拝賀例のごとし。大御所も表へわたり給ひ。溜詰国持はじめ万石以上人々。…までの拝をうけたまひ。	正	10	39
260	宝暦11年6月13日	(家重慶) 群臣月代髭の定期を令せらる。松平加賀守重教并溜詰普第衆はじめ。御前ゆりたるかざりは三十七日、国持外様の人より。寄合。小普請までは二十七日。	正	10	48
261	宝暦11年6月20日	(家重慶) ○廿日三家并国持。庶流。四位以上。出仕して御けしきを伺ふ。	正	10	49
262	宝暦12年6月12日	勅額門にて降立給ふ。…国主普第四位以上。唐門の外にて拝謁し。	正	10	83
263	宝暦12年11月1日	若君七夜の御祝あり。…三家。三卿はじめ。諸大名二十万石以上…おのおの刀劔そへて奉る。…国持外様は。松平薩摩守重豪は(以下名が記載)…を奉り。	正	10	98
264	宝暦13年6月12日	(家重) 経供養。懺法会行はれ。…国持。普第衆。四位以上鐘楼の前。	正	10	119
265	宝暦13年6月20日	東叡山にて法華十種供養行はる。よて御詣あり。…国持。普第。四位以上は鐘楼の前にて拝謁し。鷹の間。…勅額門外にて拝謁し。	正	10	121
266	明和1年(1764)12月23日	群臣出仕して御気色をうかがふ。三家。庶流は宗尹卿逝去の日より十七日の間。直月宿老の邸に。使もて御気色をうかがはれ。国持。普第。外様もこれにならふ。	正	10	172
267	明和2年4月17日	御神忌により。御束帯にて紅葉山の御宮に詣給。…国持をはじめ。四位より上は。唐門の外東の方にまちうけ奉りて拝謁し。	正	10	185
268	明和4年8月22日	上野國小幡の領主織田美濃守信邦仕をどごめられ。家に潜居すべしとの命あり。…(世に伝ふる所は。…国持城主にもあらで。世世四位にのほり。侍従にすゝみ。…このときよりとどめられて。諸大夫の家とはなれり)	正	10	256
269	明和5年6月1日	けふ。大納言(家基) 殿黒木書院に出給ひ。松平加賀守重教を初め。国持四品以上。譜代外様の衆父子。…見参す。	正	10	281
270	明和6年7月13日	阿部伊予守正右卒しければ。…鷹の間詰。…宿老に謁す。又国持。外様の輩は。諸老并に田沼主殿頭意次がもとに使して。御けしきをうかがひ。	正	10	309
271	明和8年6月20日	御参あり。…鐘楼の前にて。松平左近将監頼興。…その他国持四位より上の輩見え奉り。	正	10	361
272	安永2年(1773)6月12日	停信院殿靈廟に御詣あり。…国持及び四位の譜代衆。雁間詰衆みな階下に蹲居し。	正	10	417
273	安永3年1月27日	令せられしは。府をゆき、するに従者めしるゝ制限は。…国持たりとも騎馬の士一騎二騎か。	正	10	434
274	安永3年12月29日	令せられしは。万石以上轎制。打揚腰綱代は。国持。溜詰。三家の庶流。越前家のみ用ひり。	正	10	455
275	安永4年6月20日	東叡山御詣あり。…国持。普第衆皆拝謁して。…御みづから茶菓子進薦あり。	正	10	470
276	安永5年3月13日	令せらるゝは。万石以上府を往來する時。従者多くめしつれ道路の妨ともなれば。…たとひ国持たり共。前駆轎辺二十四五人に過べからず。	正	10	494
277	安永5年4月7日	(日光山御社参) 家門国もち万石よりかみの人々をはじめ。群臣出仕して。近日御詣ある事を祝し奉る。	正	10	499
278	安永5年4月25日	(日光山御社参) 両御所黒木書院にいで給ふ。国持侍従四品以上をはじめ。万石につらなる父子。…みなこたびの慶事を祝し奉る。	正	10	511
279	安永6年6月12日	三緑山に御詣あり。…国持。普第の衆陪従して。	正	10	545
280	安永8年2月25日	大納言殿薨じ給ひしにより。…月代髭剃るべき日を定らる。…国持。外様より。寄合。小普請の土にいたるまでは五日。	正	10	595
281	安永8年3月10日	溜詰。国持。および三家。庶流。四位以上普第衆出仕して御けしきを伺ふ。	正	10	596
282	安永8年8月27日	松平右近将監武元が事により。鷹間詰。…宿老に謁し。御けしき伺ひ。国持外様は宿老の邸に使し。…伺ふ。	正	10	608
283	安永9年9月4日	(家治任右大臣) 御転任により。…国持及び四位以上の普第衆列席して北上西面し。	正	10	638
284	安永9年9月11日	(家治任右大臣) 御転任の賀あり。白木書院にては。三家ならびに溜詰。…また大広間には国持。三家庶流。	正	10	639
285	天明1年1月24日	三緑山に御詣あり。…国持普第の四位五位あまた列候す。	正	10	652
286	天明1年(1781)閏5月22日	(将軍世嗣定慶賀) 御養君定め給ひし慶賀とて。…大広間に出給ひ。国持普第衆。外様万石以上はじめ。…太刀目録を献じ。…賀し奉る。	正	10	664

287	天明1年8月25日	(将軍世嗣定慶賀) 若君そなはせたまふ御祝の猿樂あり。三家及松平加賀守治脩。国持。溜詰。普第。外様衆父子。…観衆にあずかる。	正	10	672
288	天明1年9月27日	松平右京大夫輝高卒せしにより。鷹間詰。…出仕して御けしきをうかがひ。国持。外様は。宿老また水野出羽守忠友がもとに。使もて御気色を伺ひ。	正	10	675
289	天明2年4月15日	大納言殿御加冠の慶賀とて。 兩御所白木書院に出給ひ。三家。…みな拝謁し。…大広間に出給ひ。国持。普第衆をはじめ。…拝賀し奉る。	正	10	694
290	天明3年6月20日	東叡山 有徳院殿靈廟に詣たまふ。…尾張中將治行卿陪拝せられ。国持。普第。鷹間詰。すべて四位以上各伺公し。御進拝のさま。	正	10	723
291	天明5年1月25日	久世大和守広明の事により。高家。鷹間詰。…みな出仕して宿老に謁し。御けしきをうかがふ。その他国持を初め万石以上。宿老の邸に使用して伺ひ。	正	10	766
292	天明6年9月4日	(家治病重) 三家ならび溜詰。普第衆はじめ。…出仕して御気色うかがふ。国持及び万石以上または普第衆にて病者幼少は。伊井…ならびに直月老臣の邸に使用して御けしきうかがひ。	正	10	809
293	天明6年9月6日	(家治病重) 御病いよいよおもくわたらせ給ふにて。三家。溜詰。国持。普第。外様はじめ。布衣以上出仕して御けて伺ふ。	正	10	810
294	天明6年10月7日	(家治法会初) ○七日三家使し。国持大名及び庶流四位以上の衆出仕して御気色伺ふ。	続	1	2
295	天明6年10月17日	(家治法会初) 法華読誦あり。国持大名及び庶流四位以上の人々出仕して御気色伺ふ。	続	1	2

11 徳川家斉 天明7年(1787)4月15日

296	天明7年9月21日	三家の方々まうのぼり。御座所にて御対顔あり。こは御継統御法令仰出さるゝによりてなり。…夫より大広間に出給ひ。…国主。城主。一万石以上。…私不可結婚。…乗輿者一門之歴々。国主。城主。一万石以上。并国大名之息。城主。及侍従以上之嫡子。…許之。	続	1	44
297	寛政4年(1792)10月16日	若君七夜御祝のおり御産衣進らせしにより。三家のかたがたはじめ。国持大名。侍従以上の面々御内書を賜はり。	続	1	197
298	寛政4年11月1日	若君はじめ御表へ出給ひ。三家の方々御対顔あり。松平加賀守治脩。溜詰。国持。普第の衆。外様。詰衆。奏者番父子。…見え奉る。	続	1	199
299	寛政6年1月22日	紀水三家のかたがた使し。国持。普第。外様。交代寄合まで出仕して御起居をうかがひたてまつる。	続	1	240
300	寛政7年7月22日	国持の大名。譜第衆。帝鑑の問詰。外様の輩迄。…出仕して御けしきうかがひしかば。御機嫌斜ならざるむねを。宿老松平伊豆守信明これをつたふ。	続	1	288
301	寛政9年3月4日	公卿饗応猿樂あり。よて三家の方々。国持。その他万石以上。交代寄合。…及び市井のものまで見る事をゆるさる。	続	1	346
302	寛政9年3月9日	大納言殿こたが御祝として。三家の方々はじめ。…まで拝謁し。はて、大広間へ渡らせ給ひ。国持大名はじめ。万石以上父子。…拝謁し。はて、奥に入らせ給ふ。	続	1	348
303	寛政10年10月21日	重陽に時服たてまつりし家々。三家の方々はじめ。世子。国持大名。兩本願寺にいたり御内書を賜ひ。大納言殿よりは奉書をわたさる。	続	1	392
304	享和3年(1803)2月27日	歳暮に時服をたてまつり三家のかたがたはじめ。国持大名。例の輩。兩本願寺にいたりて御内書を賜ひ。西城よりは奉書をわたさる。	続	1	506
305	享和2年10月21日	重陽に時服献りし三家のかたがたはじめ。国持。連枝。兩本願寺に御内書を下され。大納言殿よりは奉書をわたさる。	続	1	495
306	享和2年12月21日	歳暮の御祝いとして。三家のかたがた治め。国持。万石以上。例のともがら。兩本願寺使用して時服をたてまつる。	続	1	499
307	享和3年10月21日	重陽に時服献りし三家のかたがた治め。連枝。国持。兩本願寺。松平重豪入道栄翁へ御内書を賜ひ。 大納言殿よりは奉書をわたさる。	続	1	521
308	文化6年(1809)12月9日	大納言殿御婚儀済ませられし御祝として申樂催されしにより。 兩御所とも御表に出まし。紀尾の兩御をはじめ。国持。溜詰。普第外様万石以上の嫡子。…見え奉り。見ることを免さる。	続	1	639
309	文化11年4月1日	西城にして国持大名。外様の大名。交代寄合。…竹千代君に拝謁し奉る。	続	1	726
310	文化12年3月9日	有章院殿御法会済ませられしにて猿樂あり。水戸宰相。…国持大名。同じき子ども。溜詰。万石以上のともがら父子。…まうのぼる。	続	1	747
311	文化12年5月7日	蹴鞠御覧あり。よて飛鳥井宰相まうのぼる。三家のかたがたはじめ。国持大名。万石以上のともがら。…見る事をゆるさる。	続	1	752
312	文化13年4月11日	御転任。御兼任の御祝として猿樂あり。よて三家のかたがたはじめ。国主。溜詰。普第の大名。外様の大名。…まうのぼる。	続	1	767
313	文化13年7月6日	七夕の御祝として。三家のかたがたはじめ。国持大名使用して鯖料をたてまつる。	続	1	772
314	文政5年(1822)3月11日	御祝として猿樂あり。三家の方々はじめ。国持大名。溜詰。譜第大名。交代寄合。表高家にいたりてまうのぼり見物す。	続	2	73
315	文政8年4月2日	若君御弘め御祝として猿樂あり。水戸宰相はじめ。国持。溜詰。普第。外様。雁間詰。…まうのぼる。	続	2	123
316	文政10年4月15日	御昇進御位階済ませられし御祝として猿樂あり。紀伊中納言。水戸中納言はじめとして。国持外様の大名。交代寄合。表高家まうのぼる。	続	2	162
317	天保1年(1830)2月21日	歳暮に時服たてまつりし三家…国持大名。兩本願寺。松平栄翁。松平溪山に御内書を賜ひ。内府より奉書をわたさる。	続	2	225

318	天保2年10月21日	重陽に時服たてまつりし三家のかたがたはじめ。国持大名。両本願寺。松平栄翁。松平溪山に御内書を賜ふ。内府よりは奉書をわたさる。	続	2	252
319	天保7年2月21日	歳暮に時服たてまつりし三家のかたがたはじめ。国持大名。両本願寺。松平溪山に御内書を賜ふ。内府より奉書をわたさる。	続	2	268
12 徳川家慶 天保8年(1837年)9月2日					
320	天保8年5月2日	端午の御祝として。三家のかたがたはじめ。国持大名。万石以上のともがら。両本願寺。松平溪山使して時服をたてまつる。	続	2	329
321	天保8年6月25日	端午に時服献りし三家のかたがたはじめ。国持大名。両本願寺。松平溪山へ御内書を賜ひ。大御所 大納言殿より奉書を渡さる。	続	2	332
322	天保8年7月6日	七夕の御祝として。三家…国持大名使して鯖料をたてまつる。	続	2	333
323	天保8年9月5日	重陽の御祝として。三家のかたがたはじめ。国持大名。万石以上のともがら。…使して時服をたてまつる。	続	2	338
324	天保8年9月19日	御祝として猿楽あり。三家のかたがたはじめ。国持大名。溜詰。普第のともがら外様万石以上。交代寄合。表高家まうのぼる。	続	2	339
325	天保8年12月21日	歳暮の御祝として三家の方々はじめ。国持大名。万石以上。…使して時服を献つる。	続	2	345
326	天保9年6月29日	端午に時服たてまつりし三家のかたがたはじめ。国持大名。…御内書を賜ひ。大御所右大将殿より奉書をわたさる。	続	2	362
327	天保9年9月3日	重陽の御祝として。三家のかたがたはじめ。国持大名。…時服をたてまつる。	続	2	365
328	天保10年3月5日	御継統により。国持大名はじめ。万石以上のともがら領地の御判物。御朱印をさづけらるべきにより。黒木書院へ出たまひ。脇坂中務大輔してわたさしめらる。	続	2	377
329	天保10年3月19日	歳暮に時服たてまつりし三家のかたがたはじめ。国持大名。両本願寺。松平溪山に御内書を賜ふ。右大将殿より奉書をわたさる。	続	2	379
330	天保10年7月5日	端午に時服献りし三家の方々はじめ。国持大名。両本願寺御内書を下さる。右大将殿よりは奉書をわたさる。	続	2	386
331	天保11年9月20日	松平伯耆守卒せしにより。鷹間詰衆。…まうのぼり御けしきをうかがふ。国持外様のともがらは大老。宿老邸宅へ使まいらす。	続	2	413
332	天保12年1月30日	(家斎薨)月代髭剃る日を定めらる。松平加賀守…三十七日。国持外様の人々より。…いたるまでは二十七日。	続	2	424
333	天保12年2月8日	御けしきをうかがひとして。国持大名。同じ庶流。四位以上の輩まうのぼり。紀伊一位使まいらせらる。	続	2	425
334	天保12年2月25日	御けしきをうかがひとして。国持大名并に庶流のともがらまうのぼる。水紀尾のかたがた使また同じ。	続	2	426
335	天保12年3月7日	御けしきをうかがひとして。国持大名。おなじ庶流のともがらまうのぼり。水紀尾のかたがた使まいらせらる。	続	2	427
336	天保12年11月25日	右大将殿御婚儀御祝として猿楽あり。…紀伊。尾張のかたがたはじめ。溜詰。国持大名。普第。外様の大名。…まうのぼる。	続	2	444
337	天保14年4月11日	白木書院へ出たまひ。国持大名はじめとして。月次出仕の輩拜謁して。近々日光山の御発興を祝しまいらす。	続	2	489
338	天保14年4月25日	溜詰。…国持および譜第外様の大名。…拜謁し祝しまいらせ。	続	2	496
339	天保14年5月2日	日光山御詣済ませられし御祝として猿楽あり。三家のかたがたはじめ。国持大名。その他万石以上のともがら。…まうのぼる。	続	2	496
340	嘉永2年(1849)11月27日	右大将殿御婚儀済ませられし御祝として猿楽あり。水尾のかたがた。国持大名。溜詰。普第の大名。…まうのぼる。	続	2	637
341	嘉永2年12月21日	歳暮の御祝として三家の方々はじめ。国持大名。両本願寺使して時服をたてまつる。	続	2	639
342	嘉永3年9月5日	有徳院殿百回忌御法会済ませられしに由り猿楽あり。日光門主。水尾のかたがたはじめ。国持大名。その他万石以上のともがら。…まうのぼる。	続	2	655
343	嘉永4年10月27日	重陽に時服たてまつりし三家のかたがたはじめ。国持大名のともがら御内書を賜ひ。右大将殿より奉書をわたさる。	続	2	677
344	嘉永5年7月6日	七夕の御祝として。三家のかたがたはじめ。国持大名使して鯖料をたてまつる。	続	2	692
345	嘉永6年7月20日	御所とかくにすぐれさせたまはず。よて三家のかたがた使まいらせ。溜詰。同格。国持大名はじめ群臣総出仕ありて御けしきうかがふ。	続	2	714
13 徳川家定 嘉永6年(1853)11月23日					
14 徳川家茂 安政5年(1858)12月1日					
15 徳川慶喜 慶応2年(1866)12月5日					



表3 『綿考輯録』における「国持」確認と補足一覧

	内容	巻数・巻名	頁
1	綿考輯録卷九 忠興君…一永祿六年…藤孝君御嫡男…一私は大外様と申物ニ罷成候而、又幽斎と別家ニ罷成候、如此段…一外様と申ハ大名と御供衆之間ニ御座候、国を持候得は大名ナミの由承及候事、余略之、又一書或文云、…又慈照院義政公殿中年申行事云、三職・御相伴衆・国持衆・準国持衆・御供衆 及尊氏幕府、於京師扱親近者而、出行則陪從ス、時人呼日、御供衆 愚按、大外様衆ハ准国持と同事たるへきかと云々、しかれハ藤孝君ハ御部屋衆頭三淵の家より御供衆に御す、ミ被成、忠興君ハ御供衆の家より大外様の格に御進ミ被成候而、段々ニ家高也、但忠興君…	2・忠興上	4
	以下、補足		
2	綿考輯録卷六（慶長11）一十二月、家康公より永井右近大夫殿を以、台命に以来天下の御格法に被仰付候間、室町家の旧例御存之趣、つふさに書記し可被献旨、被申達、御受被仰達候、一慶長十二年丁未二月、室町家式三巻被差上候御添状 室町殿御式之儀、依 台命私致所持候、書記三巻致進上之候、猶又尋探重而書加可申歟、宜預上達候、恐惶謹言 二月十五日 細川幽斎玄旨 永井右近大夫殿御披露	1・藤孝	281
3	(元和元)一十二月…同廿三日駿府江御着、廿四日大御所様江御目見、…又羽柴氏ハ無故して太閤被赦之、御復姓可然由被仰出候間、細川ニ御改被成候、…此時松平を御願可然と土井氏 一ニ伝長老 内意被仰候得共、徳川ならハ御願可被成か、松平ハ源氏之名字ニ而もなく、羽柴と同意なる由御返答被成候、大炊殿達而御申候へ共、家之細川にて居候ハんと被仰候、此以前嶋津殿江松平拜領之時も持前之嶋津ニ而可居ニ、いらさる儀と被仰候しなり	2・忠興下	53
4	(寛永18)一十二月、家光公より諸大名之系譜御改之事ニ付、斎藤佐渡守殿江三斎君より被遣候御書…一三淵之家ハ御部屋衆頭ニ而御座候得共、御供衆よりハ下ニ而御座候、幽斎ハ細川伊豆とやらん形(刑)部少とやらんにやしなわれ、御供衆ニ罷成候ニ付、…一私は大外様と申物ニ罷成候而、又幽斎と別家ニ罷成候、如此段…一外様と申ハ大名と御供衆之間ニ御座候、国を持候得は大名ナミのよし承及候事、以上 … 十二月廿日 三斎 斎藤佐渡守殿 …	2・忠興下	301
5	一或記曰、三斎君御参勤之節、道中にて御家之足輕わらんちもとむるとて町の者と口論す、…かの足輕を召よせられ右之段々を御聞之上ニ而、とかく町人と我前にてたかひに旨趣をのへ申、負におひてハ息座に首をはぬへしとの御意にて、…双方対決被仰付候処ニ、足輕難なく申勝れハ、君被仰しハ、ケ様の者共其分にて差置ハ往來の妨なりと仰られ、即座ニ問屋と件の町人か首を刎させ…直ニ土井大炊頭殿ニ御出有、…無念を堪忍せしむる輩も可有之と氣のとくに存、刑罰仕候由仰られけれハ、大炊頭殿返答に、御了簡御尤ニ存候、…皆様左様ニ御はからひ被成候事、御忠勤と存候由のたまひしとかや、一或記、君江戸往來に毎度御供に女中を召連らる、相州箱根之御番所にて、番之衆御供之女中を改め可申由を申けるに、…殊ニ妻女同前の者ニ候へハ、…番人衆御意の趣も御尤に候得共、天下の御大法ハ背かたく候間、是非相改申度由申けれハ、君以之外御腹立ありて、…衣装をはき髪をときわすへき旨仰付られしに、…番人相改紛敷なき旨を申に、…君最早此上は是非に不及事なりと仰られ、右改候番人を即時に首を御刎させ、…早速土井大炊頭殿ニ御出、…天下を大切ニ奉存、此三斎か紛敷事可仕哉、かく手をさげ断を申に聞入す、人をも見知らぬ番人、何の御用ニ立可申哉と存、斬罪申付候と仰られけるに、大炊頭殿返答ニ、御尤ニ存候とばかりあって、別儀なかりしとかや	2・忠興下	354

表4 鳥取藩政治家老日記テキストデータベース  
(明暦元年<1655>~慶応4年<1868>)における「国持」確認一覧

年月日	内容
1 享保7年(1722) 7月27日	同日一江戸より去ル十九日之町飛脚、…<寛保183-5国持大名帰国御礼参勤伺等作法之事>覚 一国持大名、帰国御礼・参勤伺・寒暑御機嫌伺は、可為使札候、其外之御礼事扱は、可為飛札事。…
2 享保9年7月6日	同日一江戸より先月廿六日之御飛脚、…<寛保1075-1万石以上え音信贈答饗応節儉被仰出之事>覚 一音信贈答嫁娶之規式饗応等、万事儉約を可用旨、前々より毎度被仰出候、弥以、右之趣、急度被相守、…一新規塗物之事、国持大名之調度たり共、軽キ梨子地蒔絵に過へからず…
3 享保20年閏3月7日	同日一江戸より去月廿一日之御飛脚、…<寛保628豊前守卒去ニ付御機嫌伺并鳴物停止之事>一豊前守卒去付而、国持衆表向之面々、老中右京大夫宅江、明廿八日以使者、御機嫌之可被相伺候事。…
4 寛延4年(1751)、 宝暦元年6月	廿八日一江戸より去ル廿日之七日割御手飛脚、…大目付江大御所様御不例ニ付、為伺御機嫌、溜詰国持大名、并庶流御譜代衆・外様大名・高家鷹之間詰・同嫡子・御奏者番・同嫡子・菊之間縁類詰交代寄合・表高家・諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役人、明十八日四時西ノ丸へ可有出仕候。…
5 寛延4年、 宝暦元年閏6月7日	一去ル廿二日・廿三日・廿四日・廿六日、大目付中より廻状、左之通到来申由。<宝暦459大御所様薨御ニ付月代割候日限之事>大御所様薨御ニ付、一松平加賀守・溜詰御譜代大名・…月代割可申候。一国持大名、并庶流・外様大名・交代寄合・表高家・寄合小普請之面々。右御二七日過、月代割可申候。…<宝暦463御中陰中御機嫌伺献上物差上方之事>大目付江御中陰為窺御機嫌、献上物…一国持嫡子之分も、在江戸・在所共、以使者御精進物類一度。…<宝暦460>六月廿四日万石以下…廿八日国持并庶流四品以上右之通、為窺御機嫌、御本丸・西ノ丸江出仕候様、可被相伺候。…

6	寛延4年、 宝暦元年7月5日	同日一江戸より去月廿一日之御飛脚、今暮前到来、…<宝暦494 御機嫌伺本丸出仕日取之事>閏六月十五日月次出仕之通 十七日国持并庶流四品以上 十九日外様万石以上 石之通、為何御機嫌、御本丸・西丸へ出仕候様、可被相触候。…
7	明和元年(1764) 閏 12月7日	同日一江戸より去月廿五日出、常割御飛脚、今夕五時到来、左之通申来之。一別拵之通、御廻状有之由、御腰中為何御機嫌。十二月廿四日酒詰方家鷹之間詰芙蓉之間御役人出仕 廿六日惣出仕 廿八日廿四日之衆 中閏十二月朔日惣出仕 三日廿八日之衆中石之通可有登城候。国持大名御譜代大名外様大名右登城無之日、二日三日置、月番之老中江以使者、御機嫌可相候。
8	安永3年(1774) 12月27日	一大御目付中より、左之通御廻状有之段、御留守居より申達候由。<天明1793 諸大名乗物等并供廻風俗等取締之事>諸大名乗物之儀、…打揚ヶ腰網代之儀は、国持溜詰・御三家之庶流・越前家、古来より相用候分斗、以来共可被相用候、其外八国持たり共、近来新規二相用候分は勿論、古来相用候とも、中絶致し、近来相用候分ハ、向後可為無用候、…
9	安永8年3月7日	同日一從江戸去月廿六日出、七日割御飛脚、今夜五半時到来、左之通申来ル、…御廻状写し<天明1192 大納言様薨御二付月代剃候日限之事>大納言様薨御二付、一松平加賀守・溜詰御譜代大名・…一國持大名并庶流外様大名・交替寄合・表高家寄合・小普請之面々、右五日過月代剃可申候。…
10	安永8年3月8日	同日一江戸より去月晦日出、七日割御飛脚、今晚暮六時到来、左之通申来ル、… <天明1196 大納言様え中陰御機嫌伺献上物之事>御中陰為何御機嫌、献上物…一國持嫡子之分は、在江戸・在所共以使者、精進物類一度。… <天明1198 中陰中御機嫌伺出仕日取之事>二月 晦日高家鷹間詰・同嫡子… 四日溜詰国持并庶流四品以上、外様万石以上 … 十日溜詰国持并庶流四品以上、… <天明1197 御忌之内登城無之日御機嫌伺心得之事>松平 加賀守 国持大名 御譜代大名 外様大名石為何御機嫌、御忌之内、…
11	天明5年(1785) 2月2日	同日一去月廿四日出、江戸より七日割御飛脚、今朝五時到来、左之通申来、…<天明1410 大和守卒去二付御機嫌伺等之事>大和守殿卒去二付、国持衆表向之面々、掃部頭・老中出羽守宅江、明廿五日、以使者御機嫌可被候事。…
12	天明6年9月16日	同日一江戸より去月六日出、七日割御飛脚、今夜五時過到来、御用向左之通申来ル。…御廻状写し 公方様御風氣御同様二而、御勝不被遊方二付、為窺御機嫌、溜詰国持大名并庶流・御普代衆・外様大名・…九月五日
13	天明6年9月17日	同日一江戸より去月四日出、七日割御飛脚、道中所々并御飛脚之者落馬致、五日四時滞、今日四時到来、左之通り申来之。…御廻状之写し<天明3197 公方様御不例二付伺御機嫌之儀二付御触書>公方様御風氣二付、為窺御機嫌、…一右之外、国持并万石已上之面々も、掃部頭・月番老中江使者可差出候。…
14	天明6年9月21日	同日一江戸より去月十三日出、八日割御飛脚、道中武庫川二而六時滞、今夜六半時到来、御用向左之通申来ル。…<天明1429>一十二日万石以上 …一十六日国持并庶流四品已上右之通、為窺御機嫌、出仕候様可被相触候。九月 <天明1436>一御中陰中為何御機嫌、献上物、…一國持嫡子之分、在江戸・在所共、以使者御精進物類老度。…
15	天明6年十月十七日	同日一江戸より去月八日出、七日割御飛脚、今朝五時到来、左之通申来ル、…御廻状写し<天明1451 国持衆外様万石以上等月代剃候日限之事>一國持衆外様万石以上、表高家・寄合并小普請之面々は、明後九日より月代剃可被申候、…
16	寛政5年(1793) 9月2日	二日一去月廿日出、江戸より之七日割御飛脚、道中大井川・武庫川江都合四日八時滞、今晚八半時到来、左之通申来ル。…<天保2416 和泉守卒去国持衆表向等御機嫌伺之事>和泉守卒去二付、国持衆表向之面々、老中彈正大弼宅江明廿日使者、御機嫌可被相候事。…
17	享和2年(1802) 10月元日	朔日一去月廿一日出、江戸より之月次常割御飛脚、…<天保2846 出羽守卒去二付御機嫌伺之事>出羽守卒去二付而、国持衆表向之面々、老中宅江明廿一日使者を以、御機嫌可被相候事。一大納言様御機嫌伺之儀も、右之面々老中宅へ以使者可被相候事。…
18	文化3年(1806) 5月11日	一江戸より去月廿七日出、認次第七日割御飛脚、今昼一所二到来、…<天保2945 采女正卒去二付御機嫌伺之事>采女正卒去二付、国持衆表向之面々、老中宅江明廿七日以使者御機嫌可被候事。但し、对馬守宅江使者被差越不及候。…
19	天保12年(1841) 2月7日	一去月朔日出、從江戸之不時七日割御飛脚、六時持込候由二而、今晚七時到来、…<幕末②1006 - 6 大御所様薨御二付月代剃候日限之事>大御所様薨御二付、…一國持大名并庶流・外様大名・交替寄合・表高家・寄合・小普請之面々。右御二七日過月代剃可申候。…
20	天保13年12月14日	一公義より、左之趣御触有之、…<幕末④4116 古金銀等引替残早々可引替之事>古金銀・字武半判・古式朱銀等引替所之儀、…尤当人又は其身寄之者より、直二銀座へ願出候而も不苦候。但し、非常備之為、領主・地頭二而、国持候分、并領知知行之者所持之老朱銀、領主・地頭二而取集差出し候分共、本文割合之通、諸入用可被下候。…
21	安政5年(1858) 8月13日	一去月四日認次第、從江戸之不時七日割御飛脚、所々川支二而一日五時相滞、今日四時到来、…大御目付中より之御達書写し<幕末②1341 公方様御不例二付御機嫌伺之事>公方様御不例二付、為何御機嫌、…一右之外、国持并万石以上之面々も、掃部頭・月番之老中江使者可差出候。…

22	安政5年8月19日	一去ル七日出、從江戸之月並八日割御飛脚、…一去ル六日認次第、江戸より之不時七日割御飛脚、右月並飛脚と一所ニ到来、…御達書写し<幕末② 1342 公方様御勝不被遊ニ付御機嫌何之事>公方様御不例、御同様ニ而御勝不被遊方ニ付、為向御機嫌、溜詰同格国持大名并庶流御譜代衆・外様大名・高家・雁之間詰・同嫡子・御奏者番・同嫡子・菊之間緑類詰交代寄合・表高家・諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役人、明六日四時可有出仕候。…
23	慶応2年(1866)9月13日	一去ル四日出江戸より之月並八日割御飛脚、…御達書写<幕末② 1486 御直參陪臣等罷月代剃候日限之事>御直參之面々、七日過罷剃可申候。…一 国持并庶流外様万石以上、交替寄合、表高家、寄合并小普請之面々は、三十日過月代剃可申候。…

\* < >内は、御触書集成名・通番号・触名。

表5 東京大学史料編纂所古文書フルテキストデータベースにおける「国持」確認一覧

年月日	内容	出典
1 (年月日未詳) * 足利義政(在職年(宝徳年<1449>~文明5年<1473>))	一一八六 足利義政代幕府重職注文(折紙)(足利義政)慈照院殿御[管領 一細川右京兆 勝本朝臣…一外様衆 山名相模守殿 細川幡(播)守殿 同陸奥守]上下在之、国持并御紋御免賞貲也、一御供衆 細川右馬守〔頭〕殿 大館左衛門佐殿 此外数多在之、国持并御紋賞貲、御配膳ハ御紋衆也、…	大日本古文書 島津家文書之三
2 永正7年(1510)	二六三 永正七年在京衆交名 永正七庚午 在京衆 次第不同 大名 細川右京(高国)大夫… 御供奉衆 細川右馬(尹賢)頭 細川安房(政春)入道 准国持上野民部(尚長)太輔入道 大館刑部(植国)太輔…	大日本古文書 益田家文書之一
3 (天正18年<1590>) 5月20日	二五 豊臣秀吉朱印状 … 急度被仰遣候、…一 大軍を被召連、八か国之内四五ヶ国持候北条を、日本五十ヶ国余之國の者として、可勿首儀ハ勿論にて候か、…一 ひたち、弾正、一人の人数ほともたせられ候時さへ、三木の干殺、鳥取のかつやかしころし、十三か国持候毛利を、六丁七町之内ニ、… (天正十八年)五月廿日〇(秀吉朱印) 浅野彈正少弼とのへ 木村常陸介とのへ	大日本古文書 浅野家文書
4 寛永13年(1636) 8月3日	三一三七 八月三日堀直之宛書状 六月廿九日之御状、拝見仕候、… 一、其元替儀も無御座由、拂底之物ハ八木ニ而御座候由、苦々敷儀ニ而御座候、国持衆より米廻候儀、事之外其元廿二成申候由、尤存候事、… (寛永一三年)八月三日 堀武部(直之)様御報 …	大日本近世史料 細川忠利文書 十三
5 寛永13年8月3日	三一五六 八月三日伊勢貞昌宛書状 我等屋敷より便宜ニ付而御状、〇令披見候、… 一、其元萬不自由成様ニ承候、人多候間尤之儀候、北條九代之時も八州にて所を補候国持ハ何も国ニ置れ候由候、就其、所も閑ニ奉書も重候つる由物語承候、誠か様ニ候ハ、誂もなく奢もやミ可申候、とくく人多候てハ何共なされたく可在之事と申候、恐々 (寛永一三年)八月三日 伊勢兵部少輔(貞昌)殿御宿所 …	大日本近世史料 細川忠利文書 十三
6 寛永15年5月13日	四四九二 五月十三日戸田氏鉄宛書状 一筆令啓上候、… (頭注「松倉勝家兄弟刀ヲ奪ハレ国持大名ニ預ケラル」) 一、松倉長門(勝家)兄弟三人(松倉重利・三彌)共ニ刀脇差をも取、家来之者兩人召連候ニと御預ケ之國取衆へ被仰遣候由、如仰不審万二千存候事、… (寛永一五年)五月三日 戸田左門(氏鉄)様御報	大日本近世史料 細川忠利文書 十六
7 寛永17年8月21日	五七八三 八月廿一日立花忠茂宛書状 八月六日之御状、同廿日ニ拝見仕候、… 一、生駒(高俊)殿・石見(池田輝澄)殿事、如仰苦々敷候、更共、上下共ニ此度之御仕置ニ而能可罷候間、若キ御国持衆之御ため一入しまり可申候、此中下々ノ妹餘成儀共二候つる、… 八月廿一日 立左近(立花宗茂)様御報	大日本近世史料 細川家史料 二十六
8 (年未詳)5月20日 * 定綱没年慶安4年(1651)	二三二 松平定綱意見状 追而啓上候、…一 只今国持大名衆之内、御年来もくわほうも無残所、又者 上様へ御志たしく候事も無比類候、当時御つゝしミ御分別能候事、御家之中興ニ而可有御座候、か様之所を存より候間、不入事迄も申達候、万事ニ被入御念、国持大名方々能仕置あしき事御聞付、其内にてかんじんなる所を御用、可然儀ニ而御座候、今少之御つゝしミ、御心持よろしく候ハ、上様御懇もかくへつ二可有御座候、昇進も可被任御心候、近日致參府、可迷面上候へ共、直ニ難申達候間、私をかへり見す如此候、御一覽丙丁々々、五月廿日	大日本古文書 浅野家文書
9 安政5年(1858)5月	三九 安政五年五月 海防掛大目付日付上申書 老中宛 … 諸大名參勤交代之儀…当節手明之向々ニ而国持越前家溜詰其外上野・増上寺・浅草御藏御防・大手御門番等も可被仰付、拾萬石以上高柄之家々其余所々御防火之番并内桜田西丸大手初メ所々御門番等相勤來候面々ニ而、年々替々參府可仕諸家御役可相勤分、別帳之通ニ有之、…	大日本維新史料 井伊家史料 三十
10 万延元年(1860)2月	七〇 二月 勘定方評議書(ウウ書)「松平肥前守(鍋島齊正、佐賀藩主)願之趣評議仕申上候書付」…去月廿一日被成御渡候松平肥前守願之趣、別紙一覽仕候処、…萬一之節御備筋等厳正ニ無之而ハ御国体ニも相拘り可申ニ付、容易ニ御変革之御沙汰も難相成御場合ニ可有之哉、一体国持大名え御預所之難被 仰付旨前々被仰渡も有之、肥前守儀是迄も度々右嶋御預所之儀懇願仕、…	大日本維新史料 井伊家史料 二十五
11 万延元年3月21日	三一 三月二十一日 永田書状 彦根藩公用人富田昌春権兵衛宛 … 去ル十日おいぎ殿御持參の御書附直々西丸波印迄私文添綴成女子もたせ遣し候処、…しかし折を見合申上へくと申被越候ニ附、又こなたより仰被遣候ニは段々承引候ては不相成、更ニ仙台(伊達慶邦、仙台藩主)も御入国之御暇ニ而十九日ハ江戸御出府(万延元年閏三月二十九日御暇トナル)之由、右ハ早く御留被遊、其うへにて国持方を被召、御直之上意ニ而、此節之事故何時水戸おし寄候半も計難候ゆへ、何分味方を頼との 上意被有候ハ、…(万延元年)三月廿一日 …	大日本維新史料 井伊家史料 二十六

12	万延元年閏3月7日	六〇 閏三月七日 京都西町奉行与力渡辺金三郎書状 彦根藩御役兼公用人津木景福六之丞同藩士長野義言主膳宛 … 以切紙啓上仕候、…市中風聞書写 此程彦根侯御家御相統方之儀、御所表之思召御内々所司代より御伺有之由ニ而、三月廿二日於 宮中議 奏察御内寄、右御相統方は一応於關東国持大名衆之存寄を御尋之上、書取 言上有之様と之御挨拶ニ相成候御積御内評相濟、…	大日本維新史料 井伊家史料 二十六
13	万延元年閏3月	八二 閏三月 彦根藩家老木俣守彝清左衛門上書(写)(端裏書)[申四月廿日借用、写置] 御用番脇坂中務大輔殿へ差出しの写 当三月三日登城掛(万延元年三月三日、桜田門外ノ變) … 家名其御立置被下候上は、此後国持外様方諸藩方此度之義ニ紛敷異變有之候節は家名御取潰有之候而も、其節は依怙之御沙汰ト可稱旨、若又当家振合ヲ以家名被立置候ハ、御政事之批判世上ニ而仕候而は奉恐入候、… (万延元年) 閏三月 木俣清左衛門	大日本維新史料 井伊家史料 二十六
14	万延元年8月15日	五二 八月十五日 側衆薬師寺元真筑前守書状 彦根藩士長野義言主膳同藩御役津木景福六之丞宛 … 過日は能社御光来被成候処、…公武御一和之上は水并国持衆も少シは恐れ可申候、外国之方之訳合も京之方ハ又御手段も可有之… 十五夜出ス …	大日本維新史料 井伊家史料 二十七
15	文久2年(1862)4月29日	六二 四月二十九日 彦根藩御役津木景福六之丞書状 同藩城使富田昌春権兵衛書状 彦根藩士長野義言主膳宛 左之通書取持七遣し候、長野主膳より別紙之通申来候、長州之長井雅楽京東江出候而はたらき候様被 仰付候事ハ大き成御間違、…此様子ニ而ハ国持御大名より追々京地并公辺江難題種々御申立 公辺ニ而も被遊方無之折を見極メ、…	大日本維新史料 井伊家史料 二十九
16	文久2年5月4日	六八 五月四日 側衆薬師寺元真筑前守書状 彦根藩御役津木景福六之丞宛カ … 先刻は家来へ御文通只今退出拝見致候、…一黒田侯(斎藤、福岡藩主、文久二年三月二十七日参府ノ途ニ就ケド、同年四月十五日播磨国ニテ堀国ト決シ、同月二十九日堀城ス)も国許免足之処、病氣其上家来混雑有之、又々国へ引返候趣、其外国持も皆控候哉之風聞、心配此事ニ候、… (文久二年五月) 四日 …	大日本維新史料 井伊家史料 二十九
17	文久2年6月1日	一〇一 六月朔日 將軍徳川家茂上意書付並老中申渡(写) … 六月朔日、国持・庶流・御譜代・外様大名、雁之間詰・菊之間縁詰話等、於御黒書院被 仰上意 … (文久二年) 六月	大日本維新史料 井伊家史料 二十九
18	(年月日未詳)	二六一 殿中中行事記録 … 一朔日 [管、下同ジ、] 官領并御相伴大名 国持衆大外様、御供衆 何モ裏打、日ノ申統裏打 一御酒土器人数、官領 御相伴大名 国持 被准国持衆 但被准国持外様并撰津朔日計也、… 一御対面申統事 面々国持 外様 公「家」但公家ニ、内々ノ衆、外様ノ公家在之、…一四日惣ノ出仕…官領、面々国持、外様、頭人代、小外様、… 一二月会奉物、官領、面々国持、被准国外様、奉行橋葉、… 一御返事、面々国持 外様 公家 門跡其外、朔日晚景、一殿重拝領事近臣ノ方、何モ直ニ被下ナリ、被准国持 外様并頭人代ニ、直ニ被下事新儀ナリ、…	大日本古文書 益田家文書之一

表6 論文で使用された史料における「国持」確認一覧

年月日	記載表用	出典史料	出典史料引用論文	
1	徳川吉通(在任元禄12<1699>~正徳3年<1713>)	当時一天下之武士は、みな公方家を主君之如くにあがめかしづけども、実は左にあらず。既に大名にも、国大名といふは、小身にても、公方の家来あいしらひにてなし、また御譜代大名と云は、全く御家来也。三家之者は、全く公方の家来にてはなし。今日之位官は、朝廷より任じ下され、従三位中納言源朝臣と称するからは、これ全く朝廷の臣なり…	「門覚院様御伝十五ヶ条」(『名古屋叢書1文教編』名古屋市教育局委員会、1960年、33頁)	高野信治『近世大名家臣と領主制』(吉川弘文館、1997年)
2	伊達吉村(在任元禄16年<1703>~寛保3年<1743>)	二三九 伊達吉村諸士諸寺院会釈覚書 (包紙ウハ書)「嫡子之外他見無之書」(表紙ウハ書)「諸士諸寺院等会釈之事」一十七ヶ寺ト号シ、昔より我等家ニ而ハ…一門中、昔ハ左様ニも無之様子ニ候得共、近代 青山公之御幼少之節、悪敷仕くせつき候得而…一門中と申候得者、下乘下馬申、諸事之仕掛下臣之体ニ而ハ無之候…一家一族代々之着座之輩迄も、右一門之会釈ニしたがひ、…公義ニも其意味ハ御座候かと存候、国持大名ハ、皆以年恐右之類ニ候、御代移りかハリ、昔之様ニハ無之候得共、今以テ全く御譜代衆之様ニハ無之、御下臣とも客人ともつかぬ様成御あひしらみニ候、これを以て御考可被成候、…	国立国会図書館デジタルコレクション『大日本古文書』家わけ三ノ六 伊達家文書之六』(408頁)	今野真『「土芥寇讎記」と大名論』(『近世社会と知行制』思文閣出版、1999年)
3	天明3年(1783)12月27日	いつれの道難相調儀、第一御切手江町人之加印無之候而ハ通用不相成、御米年行司立会見有之候而ハ御国持方御領分御自由ニ相成候道理ニ不相当段、深気毒奉存候…	毛利家文庫 41 公儀事 15 (17 の 4)	笠谷和比古「幕藩制下に於る大名領有権の不可侵性について」(日本史研究 187、1978年)
4	享和2年(1802)10月26日	一撰津守殿(若年寄・堀田正敦)、自分(大目付・井上利恭)・土屋帯刀御逢被成、此度留守居之義、国家(国持)之分段々内談有之候而、遊所等ニ而出会も相聞候得とも、誰催与申義も不相聞、先々ニ而落合候趣ニ付御答も無之候、…佐竹(秋田藩) 扨留守居も国家江者御構有之間敷哉扨与申候義有之趣、左候へハ、実ニ国家江者、此度も御沙汰無之ニ付能事与可存候哉、無程過候而ハ、御沙汰如何可有之哉、御沙汰可有之者候ハ、少も早く御沙汰有之候方ニも可有之哉之趣、自分・帯刀存寄も御尋被成候様、伊豆守殿(老中・松平信明)・備前守殿(老中・牧野忠精)ニも被御候由ニ付、委調帯刀共評議仕可申上[旨脱カ]御答申上置(後略)、一御退出後帯刀江も及評議候者、…尤少々ツ、響きも有之、恐入罷在候所を又御沙汰も有之候而者、御憐愍を以何事無之内御沙汰有之与心得候得者宜候得共、留守居とも一体不人柄之者共故、国家之留守居江者強事者不被成故、前[以脱カ]用心なと申様ニ心得違候而者余り心外之義ニも御座候間、… * () は山本氏論文による	井上日記(国立公文書館デジタルアーカイブ)	山本英貴「研究ノート—九世紀初頭の幕藩関係—留守居一件を素材として」(史学雑誌 121 (9)、2012年)

表7 『日本国語大辞典』(JapanKnowledge) 出典資料における「国持」確認一覧

1	辞典見出し	出典資料における確認
2	国持	*長祿二年以来申次記〔1509〕「細川陸奥守京極加賀守、依被准国持、雖為外様衆、五ヶ日出仕也」
3	国持衆	*長祿二年以来申次記〔1509〕「国持衆被參、同御盃、并練貫一重拝領同之」
4	准国持	*長祿二年以来申次記〔1509〕「准国持人数 細川中務大輔成経〈奥州事也〉佐々木加賀守」
5	国持衆	*宗五大草紙〔1528〕書札之事「一、三職はたがひに進之候と在之〈略〉其外の国持衆、御供衆、申次以下へは打付書にて、公家へは御家により替りめ候べく候」
6	国持外様衆	*永享以来御番帳〔16C前〜中か〕「国持外様衆山名彈正少弼、山名相摸守、細川民部少輔、細川刑部少輔〈略〉富樫介」
7	国持	*上杉家文書 - 文祿四年〔1595〕二月九日・豊臣秀吉朱印状(大日本古文書二・八六二)「何も国持共之進退心持にも可成候」
8	国持	*顯偽録〔1636〕「国持(くにもち)、天下のためにもならざる義也」
9	国持大名	*政談〔1727頃〕一「当時国持大名所替は無例こととて」
10	国持並	*残集柳營秘鑑〔江戸後か〕二「代々より准国主と唱家者、一伊予国〈略〉伊達大膳大夫、四品被叙候而准国主と唱家者、一筑後国〈略〉立花飛騨守、一陸奥国〈略〉丹羽左京大夫、右三人を国持並と唱ふ」
11	大身国持	*残集柳營秘鑑〔江戸後か〕二「国一門不被領大身国持と唱列」
12	本国持	*残集柳營秘鑑〔1743〕二(古事類苑・官位七八)「本國持と唱面々者捨家有之、是者三ヶ国、二ヶ国或は一國一城領之」
13	国持大名	*武家名目抄〔19C中か〕称呼部・国持衆「慶長年録云、慶長十六年四月四日国持大名衆連判一通」
14	国持	*近世紀聞〔1875〜81〕〈染崎延房〉三・二「国持(クニモチ)の者夫夫京師へ御召寄せ遊され候より」
15	国持大名	*近世紀聞〔1875〜81〕〈染崎延房〉二・二「同廿一日には東武に於て大変革を行はれ国持大名を始めとして外様譜代の面々まで」

表8 「駿府記」慶長18年(1613)正月3日条の「国持」一覧

	原文名	本稿整理名	表1対応(数字は一連No)等
1	羽柴肥前守利家于時中納言	前田利家	4
2	米沢中納言景勝	上杉景勝	3
3	毛利輝元入道宗瑞前中納言	毛利輝元	8
4	松平三左衛門尉輝政	池田輝政	6
5	島津陸奥守家久	島津家久	15
6	松平陸奥守政宗	伊達政宗	1
7	佐竹右京大夫義宣	佐竹義宣	2
8	松平下野守忠郷	蒲生忠郷	(寛永11年(1634)忠知子なく絶家)
9	京極若狭守忠高	京極忠高	(寛永14年(1637)子がなかったために養子に減封・転封)
10	同丹後守□□	京極高知	(寛文6年(1666)高広・高国父子の不和のため改易)
11	南部信濃守利直	南部利直	16
12	最上出羽守義光	最上義光	(内紛のため元和8年(1622)義俊が一万石に改易)
13	羽柴(森)右近忠政	森忠政	(元禄10年(1697)衆利が発狂し除封)
14	松平長門守秀就	毛利秀就(輝元の長男)	8
15	細川内記忠利	細川忠利(忠興の三男)	14
16	松平武蔵守玄隆	池田利隆(輝政の長男)	6
17	浅野紀伊守幸長	浅野幸長	7
18	蜂須賀阿波守至隆	蜂須賀至鎮	9
19	羽柴左衛門大夫正則	福島正則	(城の無断修築につき領地没収、元和5年(1619)減封、転封、蟄居)
20	黒田筑前守長政	黒田長政	11
21	堀尾山城守忠晴	堀尾忠晴	(寛永10年(1633)子なく断絶)
22	松平土佐守忠茂(義)◎義カ	山内忠義(一豊の養子)	10
23	田中筑後守忠政	田中忠政	(元和6年(1620)子なく除封)
24	鍋島信濃守勝茂	鍋島勝茂	13
25	加藤左馬助嘉明	加藤嘉明	(嘉明の子明成のとき(1643年)封を返上)
26	生駒讃岐守正俊	生駒正俊	(寛永17年(1640)家臣団の内紛により改易)

表9 公家成大名一覧

1	羽柴秀長（秀吉弟）		29	織田秀信（信長嫡孫）	
2	羽柴秀勝（秀吉甥）		30	上杉景勝	○
3	宇喜田秀家（秀吉養子）	○	31	佐竹義宣	
4	織田信雄（信長子）		32	最上義光	
5	細川忠興		33	里見義康	
6	筒井定次		34	宇都宮国綱	
7	丹羽長重		35	小早川秀俊（秀詮）	
8	前田利勝（利長、利家の嫡子）	○	36	結城秀康（秀吉養子・家康次男）	
9	堀秀政		37	堀秀治	
10	長谷川秀一		38	毛利輝元	○
11	蒲生氏郷		39	小早川隆景	
12	池田照政（輝政）		40	織田秀雄（信長嫡子）	
13	稲葉典通		41	徳川秀忠	
14	蜂屋頼隆		42	毛利秀元（輝元養子）	
15	佐々成政		43	稲葉貞通（典通父）	
16	毛利秀頼		44	前田秀以（前田玄以の息）	
17	徳川家康	○	45	島津義弘	
18	織田信兼（信長弟）		46	前田利政（利家次男）	
19	井伊直政		47	京極高知（生双、高次弟）	
20	長宗我部元親		48	宗吉智（義智）	
21	羽柴秀次（秀吉甥）		49	立花親成（宗茂）	
22	前田利家		50	小早川秀包（隆景養子）	
23	織田信秀（信長子）		51	伊達政宗	
24	織田長益（信長弟）		52	島津忠恒（家久、義弘実子）	
25	大友義統（吉統）		53	細川忠隆（忠興嫡子）	
26	森忠政		54	蒲生秀隆（秀行、氏郷嫡子）	
27	京極高次		55	青木重吉	
28	木下勝俊		56	福島正則	

○五大老

史料A天正一五年正月朔日付羽柴秀吉九州動座次第写（旧記雑録後編）、同B天正一六年四月一五日付諸大名連署起請文写（聚楽亭行幸記）、同C文禄二年五月二〇日付諸大名連署起請文（「東京国立博物館所蔵文書」）、同D文禄四年七月二〇日付・八月二〇日付諸大名連署起請文（「毛利家文庫」「大阪城天守閣所蔵木下文書」）、同E慶長四年五月一日付諸大名連署請文写（「島津文書」）（黒田基樹『近世初期大名の身分秩序と文書』（一〇～一二頁）より重複は除いて作成。

（やまだ よういち 共同研究員）  
（二〇二〇年十月一日受理）